

千葉市道路占用許可基準

千葉市

千葉県道路占用許可基準

千葉県道路占用規則（平成9年千葉県規則第41号）第3条の規定に基づき、占用許可の基準を次のとおり定める。

目次

一般基準		I 頁			
個別基準					
	分類	占用物件	許可類型※	頁	
道路法第32条第1項 第1号物件	柱	電柱・電話柱 (支柱・支線・支線柱)	公益上認	1-1	
		街灯	要件で可	1-4	
	線	架空線	要件で可	1-6	
	塔・工作物	塔・工作物	変圧塔・ガス整圧器	公益上認	1-8
			公衆電話所	公益上認	1-9
			無線基地局	要件で可	1-10
			郵便差出箱	公益上認	1-11
			派出所・公衆便所・消防器具置き場	原則不可	1-12
			ベンチ	要件で可	1-13
			バス停留所上屋	要件で可	1-14
			プランター	抑制	1-18
			彫刻・彫像・碑	抑制	1-19
			公衆用ゴミ容器	抑制	1-20
	防犯カメラ	要件で可	1-21		
	第2号物件	管	公益事業管 (水管・ガス管・下水道管・石油管・電線管)	公益上認	2-1
			宅内雨水排水の側溝接続管	要件で可	2-7
熱供給管			要件で可	2-8	
第4号物件	歩廊	アーケード	抑制	4-1	
	その他	日除け・雨除け	抑制	4-2	
第5号物件	地下街	地下街	原則不可	5-1	
	通路	地下通路	原則不可	5-2	
		上空通路	原則不可	5-3	
		屋上連絡通路	原則不可	5-4	

		分類	占用物件	許可類型※	頁
	第 6 号物件	露店	露店	要件で可	6-1
施行令第 7 条第 1 項	第 1 号物件	看板	突出看板・壁面看板	要件で可	①-1
			電柱広告	要件で可	①-4
			商店街灯に添加する看板	要件で可	①-6
			商店街灯に添加する営業広告入りバナー	要件で可	①-8
			バス停留所に添加する広告物	要件で可	①-11
			掲示板	要件で可	①-18
	標識	案内標識	要件で可	①-19	
		路外駐車場案内標識	要件で可	①-20	
		学校・病院施設案内標識	要件で可	①-23	
		バス停留所標識	要件で可	①-26	
		バスロケーションシステム	要件で可	①-27	
		タクシー乗り場標識	要件で可	①-28	
		路面標識	抑制	①-31	
	旗ざお	のぼり旗	原則不可	①-32	
アーチ	アーチ	原則不可	①-34		
第 2 号物件	発電施設	太陽光・風力発電施設	要件で可	②-1	
第 4 号物件	工事用施設	工事用板囲、足場、詰所 その他の工事用施設	抑制	④-1	
第 9 号物件	高架の道路 の路面下	高架の道路の路面下	抑制	⑨-1	
第 12 号物件	駐車器具	自転車等駐車器具	要件で可	⑫-1	

※許可類型・・・要件で可：個別要件に該当する場合許可できるもの。

原則不可：許可にあたり事前協議が必要なもの。

抑制：具体的な指導の結果、真にやむを得ないと認められるもの。

基準の制定 平成 9年3月

基準の全部改正 平成 28年4月1日

基準の一部改正 平成 29年7月18日 (防犯カメラの基準を追加)

(「一般基準別表-2」中、占用期間の更新)

基準の一部改正 令和 3年4月1日 (「一般基準別紙-1」「一般基準別表-2」の改正)

(個別基準の改正・追加)

基準の一部改正 令和 3年10月1日 (個別基準の改正)

一般基準

(基本事項)

第1条 道路の占用の許可基準は、道路法（以下「法」という。）第33条の規定及び本基準に定めるところによる。

なお、法第33条においては許可基準として、「法第32条第1項各号の1に該当するものであること」、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること（無余地性）」及び「法第32条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合するものであること」が明記されているが、次の3点についても判断基準とする。

(1) 公共性

広く社会一般の利便の向上に資するものであること。

よって、特定人の営利目的のような公共性のないものは原則として認めない。

なお、占用の相互間においては、公共性の高いものが優先させる。

(2) 計画性

将来の道路計画、都市計画及びその他道路周辺の土地利用計画と調整されたものであること。

(3) 安全性

道路の構造保全及び安全かつ円滑な交通の確保の妨げにならないこと。

(用語の定義)

第2条 この基準において、使用する用語の意義は、道路構造令に定めるところによる。

(占用の場所に関する基準)

第3条 占用の場所については、道路法施行令（以下「施行令」という。）第10条から第11条の10及び道路法施行規則（以下「規則」という。）第4条の4から第4条の4の3の規定並びに本基準により定める個別の基準（以下「個別基準」という。）による。

ただし、次の各号に掲げる場所でないこととする。なお、占用物件の種類、道路の構造等により、これによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

(1) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分

(2) 横断歩道の側端から5m以内の部分

(3) バス停留所から5m以内の部分

(4) 消火栓又は火災報知器から5m以内の部分

(5) 道路標識から5m以内の部分

(6) 橋、トンネル又は踏切の側端から5m以内の部分

(7) 道路の維持管理に支障となる部分

(占有物件の構造に関する基準)

第4条 占有物件の構造については、施行令第12条及び施行規則第4条の4の3の規定並びに個別基準に定めるところによる。

(占有料)

第5条 占有料は、千葉市道路占有料条例の規定によるほか、計算方法等については一般基準別紙-1のとおりとする。

(占有の期間)

第6条 占有の期間は、施行令第9条の規定によるほか、更新手続きの合理化のため、特定の物件については、当初の占有期間を一般基準別表-2の期間とする。

また、法第35条による協議物件については、10年以内とする。

(協議)

第7条 個別基準に定める占有物件以外の物件は、原則として道路の占有を認めない。ただし、一般基準や道路占有に関する通達等と照らして道路管理者が道路の占有を認める場合は、この限りではない。

占用料の計算方法等

1 1月（1か月）の考え方

1月の期間の考え方は、民法第143条による。

【例】5月11日～7月10日 ⇒ 2か月
 1月31日～2月28日 ⇒ 1か月

<参考>

民法抜粋

第143条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 占用料の額が月額で定められている占用物件の占用料計算方法

数量（小数点以下2位）と占用料単価を乗じた後、端数処理を行い、期間（月数）を乗じる。

3 占用料の月割り計算方法

占用料の額が年額で定められている占用物件について、占用期間が12か月未満の場合は、月割りで占用料を算出後、端数処理を行う。

$$\boxed{\text{占用数量} \times \text{占用料単価} \times (\text{減免率})^* \times \text{期間} \div 12\text{月}}$$

※減免率は「千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱」に定めがある場合が対象

なお、占用料の額が月額で定められている占用物件については、占用期間が1か月未満であっても1か月分を徴収する。

4 占用の期間が翌年度にわたる場合の占用料の考え方

占用の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の占用料は、当該年度分を毎年度始めに徴収する。

【例】足場の設置期間が、令和2年1月18日～令和2年4月10日の場合

	令和元年度			令和2年度
	1月	2月	3月	4月
占用期間	1 / 18	～	3 / 31	4 / 1 ~ 4 / 10
占用料	3か月分を令和元年度に徴収			1か月分を令和2年度に徴収

5 占用の期間が1か月未満のものへの課税対象の考え方

実際の貸付期間が1か月未満である場合に、その道路占用料は課税の対象となる。

$$\text{占用数量} \times \text{占用料単価} (\times \text{減免率}^{※1}) \times \text{期間} (\div 12 \text{月}^{※2}) \times \text{消費税率}$$

※¹減免率は「千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱」に定めがある場合が対象

※²占用料の額が月額で定められている占有物件の場合に適用

ただし、占有期間が翌年度にわたる場合、通算の占有期間が1か月以上であれば、消費税は賦課しない。(下図参照)

占有期間	令和元年度		令和2年度	消費税
	2月	3月	4月	
R2.2.14 ~R2.4.10	←————→		⇔	令和元年度⇒非課税 令和2年度⇒非課税
R2.3.25 ~R2.4.10		⇔	⇔	令和元年度⇒課税対象 令和2年度⇒課税対象

<参考>

消費税法抜粋

第6条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第1 (第6条関係) 抜粋

一 土地(土地の上に存する権利を含む。)の譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。)

消費税法施行令抜粋

第八条 法別表第一第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する土地の貸付けに係る期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合とする。

6 占用料が1件につき100円未満の場合の考え方

1件とは、1申請あたり合計とする。

【例1】1申請に、450円と25円の物件があった場合の占用料は475円となる。

- ・第2種電柱 1本×1,800円×3月÷12月=450円
- ・その他の柱類 1本×100円×3月÷12月=25円

【例2】1申請に、33円と32円の物件があった場合は合計額65円となるため、占用料は100円となる。

- ・φ0.06 1.52m×44円×6月÷12月=33.44円 ⇒ 33円
- ・φ0.09 1.04m×63円×6月÷12月=32.76円 ⇒ 32円

7 1円未満の端数処理

占用料を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」による。)

なお、1申請に複数の物件がある場合は、集計単位で処理する。

【例】1申請に外径区分の異なる管がある場合

- ・φ0.06 51.24m×44円×5月÷12月=939.4円 ⇒ 939円
 - ・φ0.09 31.35m×63円×5月÷12月=822.9円 ⇒ 822円
- 占用料の合計 939 + 822 = 1,761円

占用期間一覧表

占用物件及び占用者	上限 占用期間	占用期間	更新後の占用期間
電気事業法に基づく発電事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者の事業の用に供する電柱・電線・管路等【東京電力】	10年	許可日～R11/3/31	許可日～R21/3/31
電気事業法に基づく小売電気事業者の事業の用に供する電柱・電線・管路等	5年	許可日～R4/3/31	許可日～R9/3/31
電気通信事業法による電話柱・線・管路等【NTT】	10年	許可日～R7/3/31	許可日～R17/3/31
電気通信事業法による無線基地局【NTTを除く電気通信事業者】	10年	許可日～R8/3/31	許可日～R18/3/31
電気通信事業法による線・管路等【NTTを除く電気通信事業者】	10年	許可日～R7/3/31	許可日～R17/3/31
ガス事業法によるガス管等【東京ガス等】	10年	許可日～R9/3/31	許可日～R19/3/31
水道法による水道管等【県水各工事事務所・市水道局等】	10年	許可日～R9/3/31	許可日～R19/3/31
下水道法による下水道管等【市下水道局等】	10年	許可日～R8/3/31	許可日～R18/3/31
下水道接続管【市下水道局が管理しないもの】	5年	許可日～R4/3/31	許可日～R9/3/31
側溝接続による雨水管	5年	許可日～R6/3/31	許可日～R11/3/31
工業用水道事業法による水管等【千葉県等】	10年	許可日～R7/3/31	許可日～R17/3/31
工業用水道【川鉄】	10年	許可日～R4/3/31	許可日～R14/3/31
工事中施設〈足場・仮囲い等〉	5年	設置使用期間	設置使用期間
電波障害解消施設	5年	許可日～R4/3/31	許可日～R9/3/31
横断幕	5年	掲出期間	掲出期間
露店〈祭礼・イベント以外〉	5年	6か月	6か月
法第35条協議による施設	—	協議により設定 (原則は5年)	協議により設定 (原則は5年)
鉄道事業法による鉄道施設【JR、京成電鉄等】	10年		
石油パイプライン事業法による石油管等	10年		
電柱・電話柱・消火栓標識に設置する袖・巻看板類	1年		
プリンター	1年		
露店、食事・購買施設〈祭礼・イベント〉	5年	祭礼・イベント期間	祭礼・イベント期間
突出看板、上空・地下通路等その他一般占用物件	5年	許可日～R5/3/31	許可日～R10/3/31

個別基準

法第 32 条第 1 項第 1 号物件

■ 電柱・電話柱（支線・支柱・支線柱）

1 場所

- (1) 施行令第 11 条の規定による。
- (2) 施行規則第 4 条の 4 の規定による。
- (3) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条の規定により指定された道路、道路法第 37 条第 1 項の規定により道路の占用を制限する区域及び千葉市が無電柱路線に指定した道路には設けないこと。

2 構造

施行令第 12 条の規定による。

3 その他

- (1) 架空線占用者ごとに電柱を設けず、既設電柱等の管理者の許可を得て共架に努めること。
- (2) 有線音楽放送線を架設するための柱は設けないこと。
- (3) 狭小な道路に電柱等を設ける場合は、電柱を民地よりに建て、より多くの有効幅員を確保すること。なお、車道の有効幅員が 4.0m 以下の道路に建柱する場合には、U 字溝・L U 字溝の切り回しが必要となる。側溝の切り回しについては参考図のとおり。また、L 型側溝の場合、参考図のとおり排水施設を切回すのではなくゴミ等が詰まらないよう、通水部を 10 cm 以上開けて柱類を立てること。
- (4) 接地極(アース)は、電柱に設置される変圧器と同様に電柱に含むものとする。
- (5) クロージャ－、コンセントレーター(CR)及びデータ回線終端装置(ONU)は、電線及び通信線の付帯設備として取扱うものとする。

4 占用数量

本数（新設及び撤去の別に本数を計上する。）

5 占用料

千葉市道路占用料条例 別表【各種電柱・各種電話柱・その他柱類】

※ 1 電柱・電話柱の種別に関しては、平均条数にて取り扱う。

平均条数の取扱いは、「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成

8年1月26日建設省道政発第3号（最終改定平成20年3月25日国道利第30号）による。

※2支線柱は、「その他の柱類」として取扱う。

6 占用料の減免

千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1) オ(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、
(ツ)

第2条(2)イ (エ)

※1 本柱及び支線柱についてのみ占用料を徴収し、補助的な役割を担っている支柱及び支線については徴収しない。

※2 本柱と支線柱を継ぐワイヤーは「支線」となるため占用料は徴収しない。

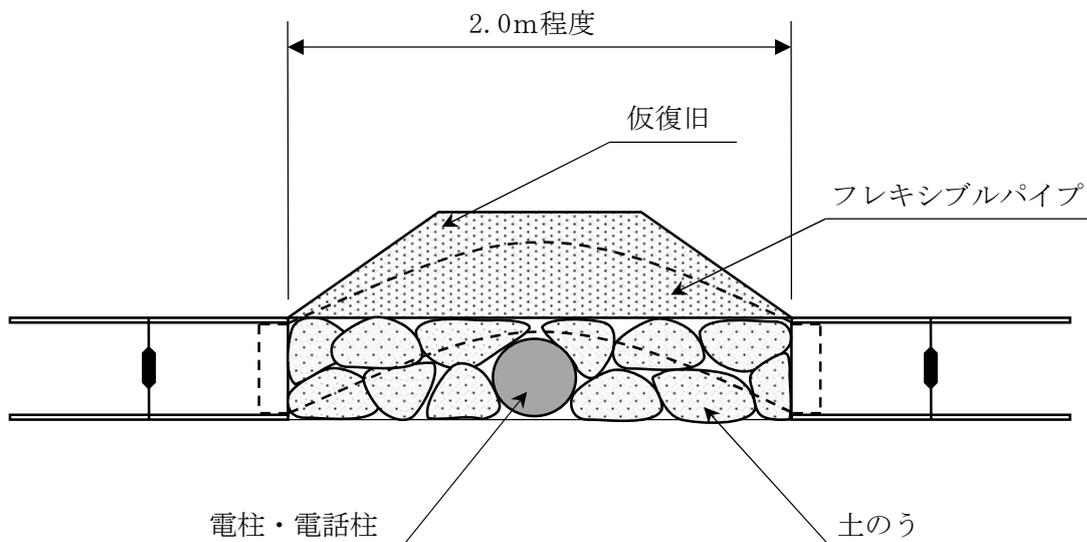
※3 行政財産目的外使用の場合については、支線及び支線柱について減免規定がないため徴収する。

【参考図】

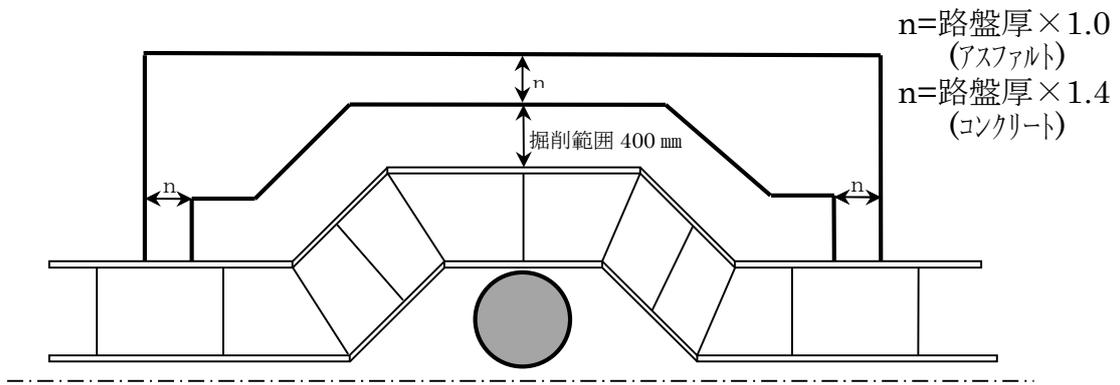
①側溝の切り回し

(仮復旧)

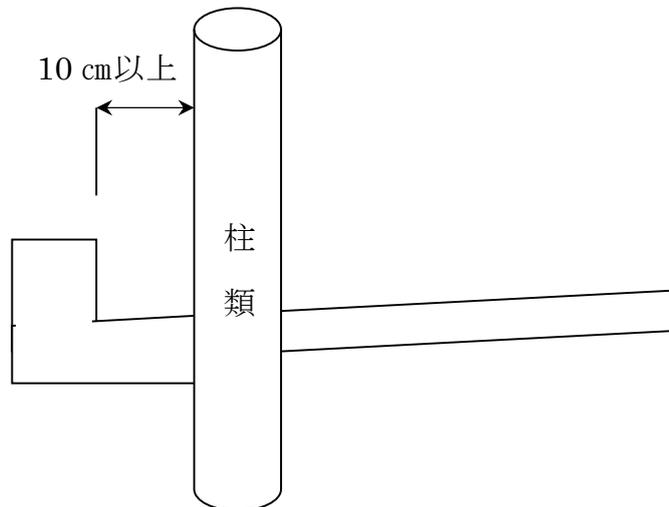
- ・側溝内に建柱する必要がある場合は、建柱と同時にフレキシブルパイプ等を使用して仮水路を設置し、側溝の機能維持を行うこと。
- ・仮復旧から本復旧までの所要期間は、極力短縮すること。
- ・工事施工段階で側溝内建柱に変更する必要がある場合には、速やかに道路占用の変更許可申請書を提出すること。
- ・側溝切り回しが必要となった電柱・電話柱を撤去する場合は、切り回した側溝についても原状復旧すること。



(本復旧)



② L型側溝の場合の図



■ 街灯

1 基本事項

道路の照明または防犯のために設けるものであること。

2 占有者

- (1) 地方公共団体、商店会、町内自治会その他これらに準ずる団体
- (2) 開発事業者（宅地開発事業に伴い防犯街灯を設置する場合で、町内自治会へ移管予定の場合）

3 場所

歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りに、歩車道区分のない道路においては法敷(法敷のない道路においては、路端より)に設けること。

4 構造

- (1) 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合は、その最下部と路面との距離を 4.5m 以上（可能な限り 5.0m）とすること。ただし、歩道上にあっては 3.5m 以上とすることができる。
- (2) 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合は、その出幅を 1.0m 以下とすること。ただし、灯具その他の構造物の最下部と路面との距離が 5.0 m 以上である場合は、1.4m 以下とすることができる。
- (3) 意匠及び色彩は、信号機及び道路標識に類似し、またこれらの効用を妨げる恐れがないこと。

5 その他

- (1) 街灯の設置位置については、沿線の出入り等を考慮すること。
- (2) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条の規定により指定された道路及び千葉市が無電柱路線に指定した道路においては、地中化電線により配電すること。（併せて地下電線の占有申請をすること。）
- (3) 街灯に公告等を添加する場合は、別の個別基準によるものとし、別途占有申請をすること。
- (4) 灯柱の側方に突出す構造物と車道路面との距離を、可能な限り 5.0m 以上で確保することとしているのは、道路工事等による路面上昇による建替えを防止するためである。

6 占用数量

本数（新設及び撤去の別に本数を計上する。）

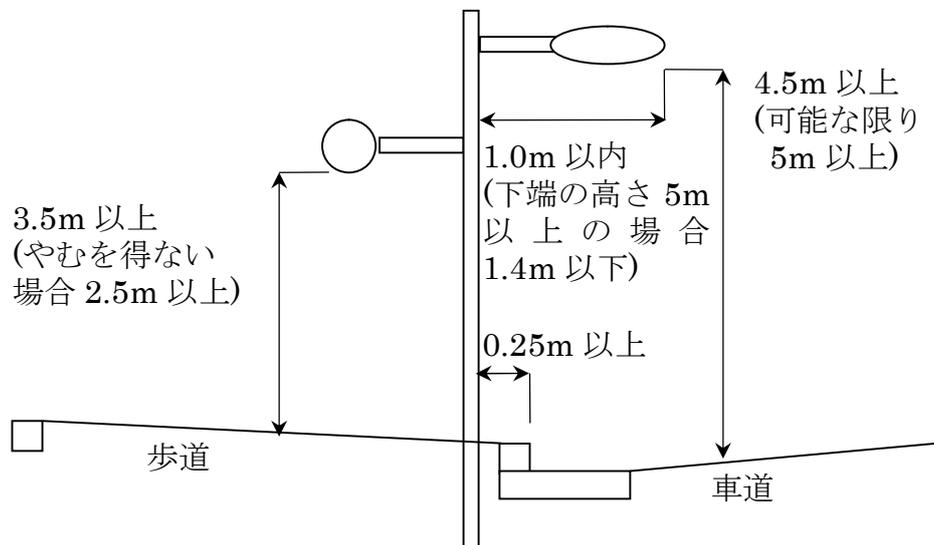
7 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【その他柱類】

8 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)エ（ア）

【参考図】



■ 架空線

1 場所

- (1) 道路法施行令第11条の2の規定による。
- (2) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定により指定された道路及び千葉市が無電柱路線に指定した道路には設けないこと。

2 構造

施行令第12条の規定による。

3 その他

- (1) 道路を横断する架空線について、電気事業者、認定電気通信事業者、国、地方公共団体以外の道路の占用は、原則認めない。
- (2) 道路上の街路樹、街灯、標識その他これらに関する施設に架設しないこと。
ただし、街灯のための電力線を街灯に架空する場合はこの限りではない。
- (3) 架空線占用者ごとに電柱を設けず、既設電柱等の管理者の許可を得て共架に努めること。
- (4) 有線音楽放送線を架設するための柱は設けないこと。
- (5) 他の占用者の電柱に共架する場合、その管理者が共架することに同意していること。

4 占用数量

電線の延長

5 占用料

千葉市道路占用料条例 別表【共架電線その他上空に設ける線類】

6 占用料の減免

千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(オ)、(カ)、(ツ)
第2条(2)イ(オ)

7 架空の各戸引込電線の道路占用許可の取扱いについて

- (1) 次のいずれにも該当する架空の各戸引込電線については、本線に附属するものとして、本線の占用許可に含めて取り扱うこととし、架空の各戸引込電線としての占用許可申請を別途要しないこととする。

なお、架空の各戸引込電線であってこれらに適合しないものについては、

本線に附属するものとは認められないことから、別途占有許可申請を要する。

- ①道路内に本線があること。
- ②占有許可を受け又は受けようとしている本線の占有者と架空の各戸引込電線の管理者が同一であること。
- ③道路の路面幅員の中央部を横断しないものであること。
- ④占有許可を要する本線を道路内で事実上延伸していると認められるものではないこと。

(2) 運用上の留意点

- ①本線に新たに添加される架空の各戸引込電線について、(1)の①～④までのいずれにも該当する場合は、変更許可申請を要しない。また、占有料を徴収しない。
- ②地下に埋設される引込電線については、本取扱いの対象としない。
- ③高圧電線、重量が著しく大きい電線などの道路の構造や交通に支障を及ぼす恐れがある電線については、軽易なものと認められず、本取扱いにおける架空の各戸引込電線に当たらない。

※ 7の取扱いは、「架空の各戸引込電線の道路占有許可の適切な取扱いについて」(平成18年12月20日国道利第42号)による。

■ 変圧塔・ガス整圧器等

1 場所

- (1) 分離帯、法敷その他直接交通に支障とならない道路の部分に設けること。
ただし、やむを得ない場合に限り、歩車道区分のある道路の歩道又は道路広場で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れのない場所に設けることができる。
- (2) 歩道に設ける場合は、その有効幅員が 2.0m 以上確保されていること。

2 構造

倒壊、落下、はく離、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。

3 占用数量

設置個数

4 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所】

5 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(1)オ (ノ)、(ハ)

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(2)イ (カ)、(キ)

■ 公衆電話所

1 場所

- (1) 施行令第11条の規定による。
- (2) 歩道に設ける場合は、歩道の有効幅員が2.0m以上確保されていること。

2 構造

倒壊、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。

3 占用数量

個数

4 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所】

5 占用料の減免

なし

6 その他

- (1) 公衆電話所に付随する引込柱（電力線・通信線を引き込むための柱）については、一体不可分な物件であるため、「公衆電話所」として一の占用物件とする。

ただし、電線類が地中化されている道路においては、引込柱の占用は原則認めない。また、将来、電線類地中化事業等が計画されている場合は、引込柱の除却等を条件とする。

- (2) 既存の公衆電話所に設置されている無線基地局について、停電時においても占用物件の機能を継続して利用可能とするため、バックアップ電源（以下「蓄電池」という。）を設置する場合は、道路法第32条第3項に定める「軽易なもので政令（道路法施行令第8条）で定めるものである場合」として取り扱う。

なお、設置の際は蓄電池の設置場所が公衆電話内の利用者に支障を及ぼさないスペースであるかを確認するため、道路一時使用届出書にて設置状況がわかる資料を提出すること。

■ 無線基地局

1 基本事項

「無線基地局の道路占用について」(平成26年3月26日国道利第32号)による。

2 占用数量

個数

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所】

4 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(2)イ(サ)

■ 郵便差出箱

1 占有者

郵便事業者

2 場所

(1) 歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りに、歩車道区分のない道路においては路端寄りに設けること。

(2) 歩道に設ける場合は、歩道の有効幅員が 2.0m以上確保されていること。

3 構造

倒壊、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。

4 占有数量

個数

5 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【郵便差出箱及び信書便差出箱】

6 占有料の減免

なし

■ 派出所・公衆便所・消防器具置き場

1 基本事項

派出所は警察法第 53 条第 5 項により設けられるものであること。

2 占有者

地方公共団体

3 場所

道路広場、駅前広場等で、かつ、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れのない場所であること。

4 構造

倒壊、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。

5 その他

建築物にあたるため、建築基準法の許可が必要になる。

6 占有数量

建物の面積

7 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【その他のもの】

8 占有料の減免

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第 2 条(1)ア

■ ベンチ

1 基本事項

「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成6年6月30日建設省道政発第32号(最終改正:平成25年3月6日国道利第14号)による。

2 占用数量

垂直投影面積

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【その他のもの】

4 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(セ)、(ソ)、(ヌ)

■ バス停留所上屋

1 占有者

路線バス事業者、タクシー事業者の団体

2 場所

(1) 道路の法敷

(2) バス停留所上屋設置後の歩道の有効幅員が、原則として2m以上(自転車歩行者道にあつては、3m以上、自転車歩行者専用道路にあつては、4m以上)確保できる歩道。ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5m以上(自転車歩行者道にあつては、4m以上)確保できる歩道。

(3) 壁面を有しない上屋で、道路管理者が認める場合は、当該上屋の下部分の人の滞留幅を有効幅員に加えることができるものとする。この場合、上屋と民地の離隔は0.5m以上確保すること。

(4) 交差点、横断歩道及び車両の出入り口からの運転者の視界を妨げない場所。

(5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間を0.3m以上確保できる場所。

(6) 一般基準第3条(3)の規定は適用しない。

3 構造

(1) 上屋は、歩行者等の交通支障とならない規模及び構造であること。

(2) 上屋の幅は、原則として2.0m以下とすること。ただし、5m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降所については、この限りでない。

(3) 上屋の高さは、原則として路面から2.5m以上とすること。

(4) 歩車道境界から上屋までの離隔を0.3m以上とすること。

(5) 上屋の構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。

(6) 設置する上屋が壁面を有する場合には、次の各号によるものとする。

①設置する壁面が、風を遮ること等により、バス利用者の快適性の向上に資するものであること。

②壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

③壁面の面数は、3面以内であること。

④車道から上屋に正対して正面の歩道側に壁面を設ける場合は、歩車道端と歩道側壁面の距離を2.0m以上確保すること。

⑤壁面の素材は透明なものであること、かつ、壁面への歩行者等の衝突を避けるための表示を付すること。

- ⑥必要に応じて、上屋内に照明設備を設けること。
- (7) 上屋には、装飾のための電気施設は設置しないこと。
- (8) 壁面には、個別基準「バス停下屋に添加する広告物」に定めるものを除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。
- (9) 上屋の基礎は原則舗装面まで露出させ、水勾配をとること。

4 その他

- (1) 上屋の管理について、占有者は管理規定等を作成し道路占有許可申請書に添付し、提出すること。特に、上屋が壁面を有する構造である場合は、壁面へのはり紙、落書きの防止及び除去、上屋の下の清掃等を含んだ管理規定を作成すること。
- (2) 本基準の考え方は、「ベンチ及び上屋の道路占有の取扱いについて」（平成6年6月30日建設省道政発第32号）による。
- (3) バス停下屋の壁面に時刻表を設置する場合は、バス停標識とみなし、標識として占有料を徴収する。

5 占有数量

垂直投影面積

6 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【その他のもの】

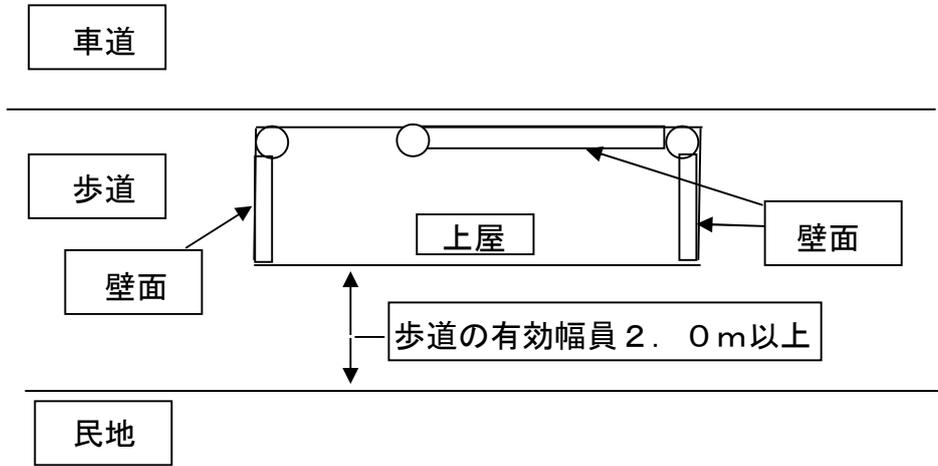
7 占有料の減免

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(セ)、(ソ)

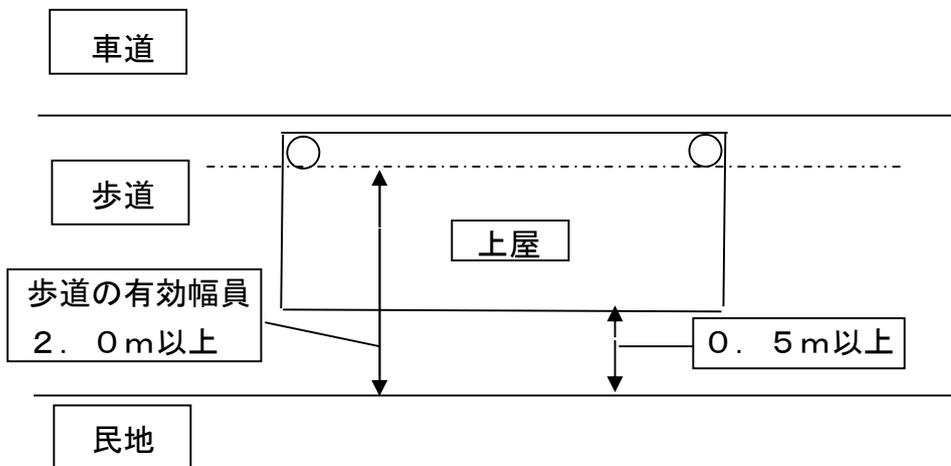
<参考>

1 上屋と歩道の有効幅員の関係

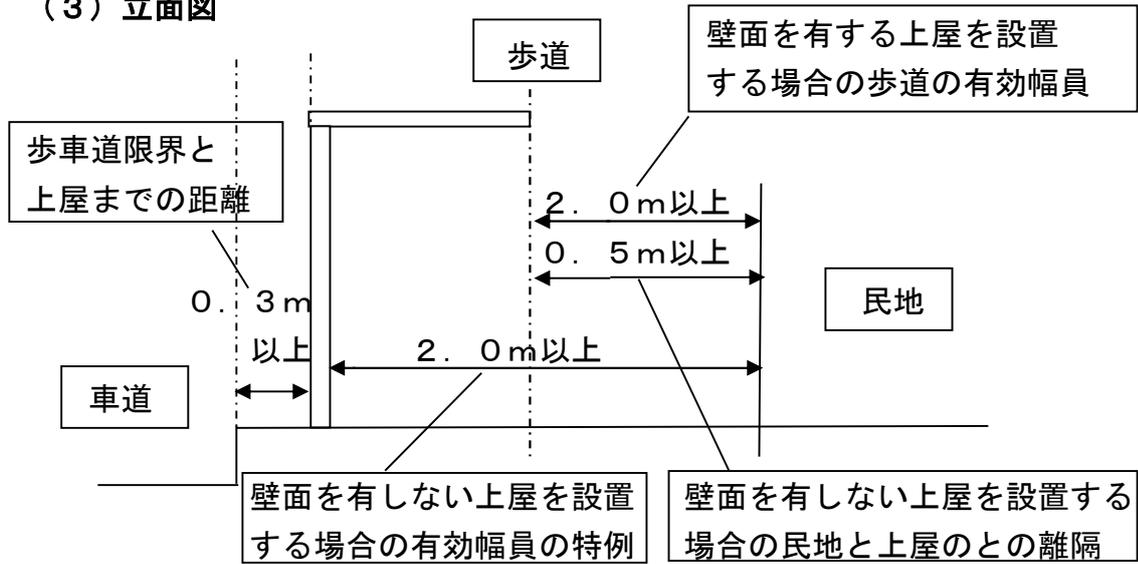
(1) 壁面を有する上屋 (平面図)



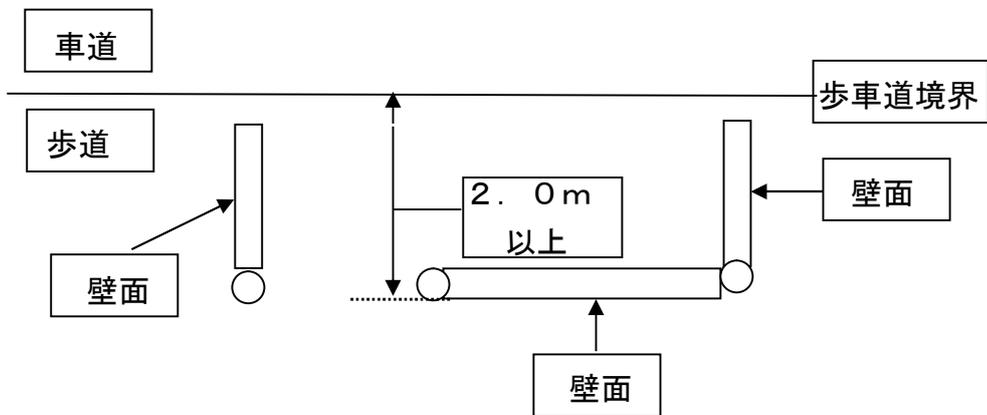
(2) 壁面を有しない上屋 (平面図)



(3) 立面図



2 歩車道端からの距離



■ プランター

1 基本事項

花を植えることを目的とする鉢であり、道路景観の向上のために設置するものであること。

2 占用者

地方公共団体、商店会、町内自治会

3 場所

- (1) 歩道上で交通の支障にならない箇所であること。また、鉢を設置後の歩道の有効幅員を2 m以上確保すること。
- (2) 視覚障害者誘導ブロックによる誘導線を妨げないこと。

4 構造

- (1) 腐食等により、容易に破損しない材質であること。
- (2) 鋭利な形状でないこと。
- (3) 吊り下げ等により宙に浮いている状態となるものは認めない。

5 その他

- (1) 既存の街路樹、都市景観等に調和するよう配置すること。
- (2) 広告は掲載しないこと。
- (3) 所有者又は管理者を、設置する全てのプランターに明示すること。また、文字の大きさは2 cm以内とすること。
- (4) 管理主体及び方法等に関する仕様書を提出すること。
- (5) 占用許可の期間は1年以内とする。

6 占用数量

垂直投影面積

7 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【その他のもの】

8 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(ス)

■ 彫刻・彫像・碑

1 基本事項

意匠については、歴史性、地域性及び都市の美観を十分に配慮したものであること。

2 占用者

地方公共団体

3 場所

分離帯、法敷その他直接交通に支障とならない道路の部分に設けること。ただし、やむをえない場合に限り、照明施設がある駅前広場、道路広場等で、かつ、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れのない場所に設けることができる。

4 構造

- (1) 倒壊、落下、はく離、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。
- (2) 意匠等は、歴史性、地域性及び都市の美観を十分に配慮したものであること。

5 その他

占用物件に管理者名の表示をすること。

6 占用数量

設置面積

7 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【その他のもの】

8 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)ア

■ 公衆用ゴミ容器

1 占有者

地方公共団体

2 場所

照明施設がある駅前広場、道路広場その他の多人数の人が滞留する場所で、かつ、交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場所に設けること。

3 構造

- (1) 方形又は直径 0.5m 以下、路面からの高さは 0.8m 以下とすること。
- (2) 材質は、不燃性の堅牢なものであること。
- (3) 容器は、路面に固定すること。
- (4) 意匠及び色彩は、都市の美観を考慮したものであること

4 その他

容器には、広告物等を表示または掲出しないこと。ただし、占有者名の表示はこの限りではない。

5 占有数量

設置面積

6 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【その他のもの】

7 占有料の減免

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第 2 条(1)オ (ス)

■ 防犯カメラ

1 基本事項

地方公共団体、商店会又は町内自治会が、安全・安心なまちづくりを推進する為に設置・管理するものであり、道路以外（民地等）に設置場所がない為、やむを得ず道路上に設置するものであること。

2 占有者

(1) 地方公共団体、商店会、町内自治会その他これらに準ずる団体

3 場所

(1) 設置場所は、自治会内の生活道路や商店会内の道路等で占有者と合理的な関係が設置場所であること。

(2) 既設占有物件（電柱、商店街灯等）への添架とし、独立柱は認めない。また、道路施設への添架も認めない。

(3) 原則として、道路の交差・接続・屈曲部以外の箇所を設置し、信号機、道路標識等の見通しを妨げ、消防活動の支障とならないこと。また、電線類が地中化されている道路においては、架空線を伴う設置は不可とする。

(4) 既設占有物件への添架においては、既設占有物件の構造・強度に支障にならないようにするとともに、あらかじめ管理者に添架の承諾を得ること。また、承諾書の写しを道路占有許可申請書に添付すること。

(5) 歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りに、歩車道区分のない道路においては法敷（法敷のない道路においては、路端より）に設けること。

4 構造

(1) 車道にあつては、路面からの高さを 4.5m 以上、歩道にあつては 2.5m 以上とする。なお、設置にあつては、「占有者名と防犯カメラを設置している旨」の表示を、カメラの設置区域内又は設置区域の出入口付近の既設占有物件又は設置箇所に近接する民地に、それぞれの所有者の同意を得て設置しなければならない。

※ 表示物の例

縦 20 cm・横 10 cm 又は縦 10 cm・横 20 cm 程度の第三者に見やすい銘盤・シール等

(2) 防犯カメラは、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(3) 設置物は、防犯カメラ本体及びこれに付随する設備（通信機、配線類等）に限るものとする。

5 その他

(1) 道路占用許可申請書に下記の書類を添付すること。

- ・ 設置個所図
- ・ 防犯カメラの設置及び運用に関する管理規定
管理規定の作成については「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照すること。
- ・ 商店会や町内自治会等の区域図（住宅地図等に区域の線を引いたもの）
- ・ 防犯カメラの設置に関して商店会会員又は住民等の合意を示す書面（総会議決書等）
- ・ 民地等の所有者との交渉記録など、道路以外（民地等）に設置場所がないことを示す書類
- ・ 防犯カメラの仕様書
- ・ 設置方法がわかるもの
- ・ 防犯カメラを添架する既設占用物件（電柱、商店街灯等）の管理者の同意書

(2) 申請者は、管轄の警察署とも事前に協議を行うこと。（本市への議事録等の提出は不要。）

6 占用数量

面積（防犯カメラ本体及びこれに付随する設備の合計）

7 占用料

千葉市道路占用料条例 別表【その他のもの】

8 占用料の減免

千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ（ス）

法第 32 条第 1 項第 2 号物件

■ 公益事業管（水管、ガス管、下水道管、石油管、電線管）

1 場所

(1) 電線管

- ① 施行令第 11 条の 2 による。
- ② 施行規則第 4 条の 4 の 2 による。

(2) 水管又はガス管

- ① 施行令第 11 条の 3 による。
- ② 高压ガス管（2MPa 以上）の取扱いについては、「高压のガスの供給施設の道路占用の取扱い(平成 16 年 10 月 1 日国道利第 19 号)」による。

(3) 下水道管

施行令第 11 条の 4 による。

(4) 石油管

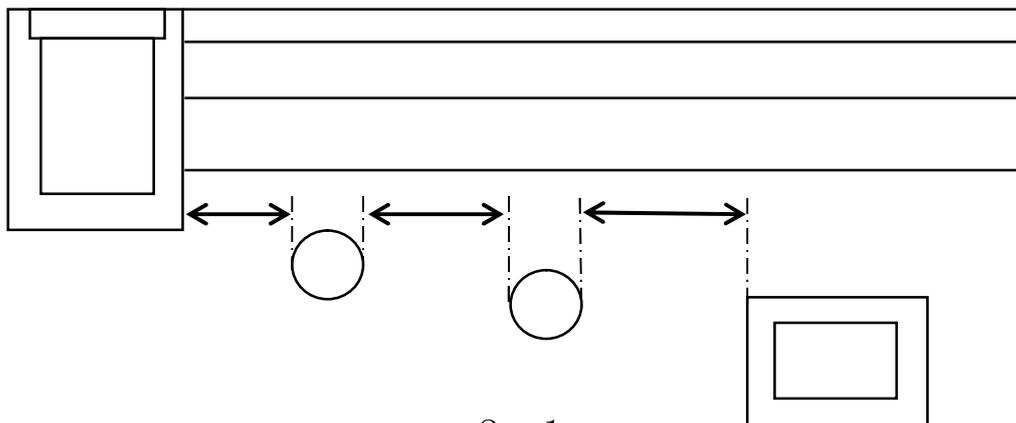
- ① 施行令第 11 条の 5 による。
- ② 「道路法施行令並びに道路法施行規則及び道の区域内の一般国道及び開発道路に関する道路占用料等徴収規則の一部改正について」(昭和 48 年 2 月 20 日建設省道政発第 8 号(最終改定:平成 18 年 11 月 15 日国道利第 33 号)) による。

(5) 各管共通

- ① 埋設位置は、個別基準別図ー 1 「地下埋設物占用位置標準図」による。
- ② 他の埋設管及び構造物等との離隔は、水平離隔 0.3m 以上確保すること。ただし、管路等が輻輳する場合で、0.3m 以上の確保が困難な場合は、各管路等の管理者との協議により、互いの管理法令・基準に抵触しない範囲で離隔を縮小できることとする。

(参考図)

他の埋設管及び構造物等との離隔は、水平距離 0.3m 以上とする。(←→ 部分)



2 構造

施行令第 12 条の規定による。

施行規則第 4 条の 3 の 2 の規定による。

3 浅層埋設について

(1) 浅層埋設の対象となる管路

対象となる管路等の種類(規格)及び管径については、表-1 に掲げるとおりとする。なお、管径にはいわゆる呼び径で表示されているものを含む。

表-1 管路等の種類(規格)及び管径

①電気事業

管 種	管 径
鋼管(JIS G 3452)	250 mm以下
強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	250 mm以下
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300 mm以下
コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ 125×9 条以下
連結曲線管(JIS G 3444 等)	130 mm以下
耐衝撃性硬質塩化ビニル可とう管	300 mm以下
電気事業用強化プラスチック複合管	130, 150 mm
合成樹脂製可とう電線管 (JIS C 8411)	28 mm以下
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	175 mm以下
波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653 付属書 1)	30 mm以下
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 64 mm) (より合せ外径 27 mm)
通信ケーブル (光)	40SM-WB-N(12 mm) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3 mm)
通信ケーブル (メタル)	0.4 mm 50 対 CCP-JF (15.5 mm) 2 対-地下用屋外線(5.5 mm)
通信ケーブル (同軸)	12AC(16 mm) 5CM(8 mm)

②電気通信事業

管 種	管 径
硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	75 mm以下
鋼管(JIS G 3452)	75 mm以下
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	75 mm以下

③水道事業

管 種	管 径
鋼管(JIS G 3443)	300 mm以下
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300 mm以下
硬質塩化ビニル管(JIS K 6742)	300 mm以下
水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204kgf/cm ² 以上)	200 mm以下で 外径/厚さ=11
ステンレス鋼管(JIS G 3448)	300 mm以下
水道用ポリエチレン二層管(JIS K 6762)	50 mm以下

④ガス事業

管 種	管 径
鋼管(JIS G 3452)	300 mm以下
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300 mm以下
ポリエチレン管(JIS K 6774)	300 mm以下
圧力配管用炭素鋼管(JIS G 3454)	300 mm以下

⑤下水道事業

管 種	管 径
ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300 mm以下
ヒューム管(JIS A 5303)	300 mm以下
強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	300 mm以下
硬質塩化ビニール管(JIS K 6741)	300 mm以下
陶管(JIS R 1201)	300 mm以下
ボックス型ヒューム管 (土木研究センター 技審証第 0705 号)	300 mm以下
下水道用リブ付硬質塩化ビニール管(JISWS K-13)	300 mm以下

(2) 埋設の深さ

(1) に掲げる管路等を道路の地下に設ける場合には、路面から管路等の頂部までの距離を、表-2の基準まで浅くすることができることとする。

ただし、路面から路盤の最下面までの間に、管路等を埋設することは、原則として認めない。したがって、管路等の継手及び分水栓等についても、それらに付随する施設と考えられるため、路面から路盤の最下面までの間に埋設することは認められない。

表-2 各事業毎の浅層埋設深
(単位：m)

事業種別	区分	道路種別			
		I類	II類	III類	IV類
電気事業及び 電気通信事業	車道	0.45	0.65	0.8	
	歩道	0.45 (乗入部の舗装構成(幅7.2mを超える場合)0.5)			
水道事業及び ガス事業	車道	0.7	1.0	1.2	
	歩道	本線 0.6			
		本線以外 0.5			
下水道事業	車道	0.7	1.0	1.2	
	歩道	0.5			

(注) 道路種別は浅層埋設路線図を参照のこと。

新設道路については、設計交通量より判断する。

電気事業において、表-1のコンクリート多孔管を使用する場合は、車道(I類)は0.7m、(II類)は0.8mとする。また、歩道は0.5mとする。

表-3 道路種別

道路種別	交通量区分	参考：舗装構成	
I類	N1～N4	⑦-1～4 普通舗装	①A舗装
II類	N5	⑥中級舗装	②B舗装
III類	N6	⑤高級舗装	③C舗装
IV類	N7	—	④D舗装

(3) 浅層埋設に関する留意事項

- ①対象となる管路等以外は、従前の取扱いによる。
- ②道路占有者は道路の構造及び交通の支障とならないように、必要に応じて防護措置を講じることとする。防護措置を講じていないことに起因する事故等に関しては、道路占有者が一切の責任を負うものとする。
- ③表-1に掲げる管路等の種類(規格)以外のものであっても、同表に掲げるものと同等以上の強度を有することが明示されたものについては、土木管理課との協議のうえで、同表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、浅層埋設の対象とすることができる。
- ④マウンドアップ型歩道の場合、標準部を基準の路面とする。
ただし、切り下げ等により所要の埋設深が確保できない場合、道路占有者が必要に応じて防護措置を行うこと。
- ⑤水道事業及びガス事業の本線とは、水道又はガス施設における基幹的な管とする。この管を道路の地下に設ける場合は、道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものとする。
また、本線以外とは、給水管、引込管及びそれらと既に直接接続されている管並びにその予定のある管とする。
- ⑥下水道事業において、下水道法施行規則第3条第1項に規定される「主要な管渠」であっても、表-1に掲げられている管路等については今般の措置の対象とする。
ただし、外圧1種ヒューム管を用いる場合には、道路の種別に関係なく路面から管路等の頂部までの距離を1.0m以下としないこと。

※浅層埋設の考え方は、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成11年3月31日建設省道政発第32号(最終改定：平成18年11月15日国道利第33号))による。

※電気事業及び電気通信事業の浅層埋設の考え方は「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(平成28年2月22日国道利第17号、国道保第26号、国道交安第63号)による。

4 占用数量

管路延長

※マンホール等については管路の延長に換算する。

※「管類」の数量については、集計単位で行うものとする。

例) 1申請に複数の外径の管路がある場合。

・ φ0.1 (新設) 10.6m (撤去) 5.5m

・ φ0.13 (新設) 3.5m (撤去) 5.5m

・ φ0.15 (新設) 8.2m (撤去) 5.3m

集計単位で計算 φ0.1 以上～0.15 未満 $10.6 + 3.5 - 5.5 - 5.5 = 3.1\text{m}$

φ0.15 以上～0.2 未満 $8.2 - 5.3 = 2.9\text{m}$

5 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【管の外径による】

6 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱

①各管共通事項

第2条(1)オ(キ)、(ク)、(テ)

②電線管・通信線管

第2条(1)オ(ノ)、(ハ)

第2条(2)イ(カ)、(キ)、(ク)

■ 宅内雨水排水の側溝接続管

1 基本事項

側溝は道路排水のための施設であることから、民地内の雨水排水を見込んでいない。そのため、側溝接続管の占有は「雨水本管が整備されていない道路沿道である民地」もしくは、「雨水本管が整備されているものの、接続不可とされている道路沿道の民地」において、宅内で雨水を流出抑制（貯留槽などの雨水浸透施設や浸透柵等を設置）した上で、やむを得ずオーバーフローする雨水を排水する場合に限る。

また、1宅地1箇所の接続に限り認めるものとする。

2 占有者

土地所有者、建物所有者

3 構造

接続管の口径は、内径100mm以下とする。

4 占有数量

管路延長

5 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【管の外径による】

6 占有料の減免

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(キ)

■ 熱供給管

1 基本事項

- (1) 「熱供給導管の道路占用の取扱いについて」(平成8年6月28日建設省道政発第62号)による。
- (2) 「熱供給管の道路占用の取扱いについて」(平成26年6月25日国道利第6号)による。

2 占用数量

管路延長

※マンホール等については管路の延長に換算する。

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【管の外径による】

4 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(キ)

第 32 条第 1 項第 4 号物件

■ アーケード

1 基本事項

「アーケードの取扱いについて」（昭和 30 年 2 月 1 日国消発第 72 号、建設省発住第 5 号及び警察庁発備第 2 号）による。

2 占用数量

垂直投影面積

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設】

4 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(1)オ（チ）

■ 日除け・雨除け

1 場所

歩車道区分のある道路の歩道に設けること。

2 構造

日除け・雨除けの最下部と路面との距離は、2.5m 以上とする。

3 その他

- (1) 建築基準法に基づき、道路上に設置が可能であるか確認すること。
- (2) 広告物を標示または掲出しないこと。ただし、占有者の表示はこの限りではない。

4 占有数量

垂直投影面積

5 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設】

6 占有料の減免

なし

第 32 条第 1 項第 5 号物件

■ 地下街

1 基本事項

- (1) 「地下街の取り扱いについて」(昭和 48 年 7 月 31 日建設省都計発第 71 号、消防安第 1 号、警察庁乙交発第 5 号及び鉄総第 304 号)による。
- (2) 「地下街に関する基本方針について」(昭和 49 年 6 月 28 日建設省都計発第 60 号、道政発第 53 号及び住指発第 554 号)による。

2 場所及び構造

施行規則第 4 条の 4 の 3 の規定による。

3 占用数量

構造物の垂直投影面積

4 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【地下街及び地下室】

5 占用料の減免

なし

■ 地下通路

1 基本事項

- (1) 地下街又は公共地下道と他の建築物の地下階を接続するための地下通路の占有については、「地下街に関する基本方針について(昭和 49 年 6 月 28 日建設省都計発第 60 号、道政発第 53 号及び住指発第 554 号)」による。
- (2) 建築物内の多人数の避難又は道路の交通の緩和等、相当の公共的利便に寄与すると認められる場合に設けること。
- (3) 通行又は運搬以外の用に供しないこと。

2 場所

施行規則第 4 条の 4 の 3 の規定による。

3 構造

- (1) 通路幅員は、6m 以下とすること。
- (2) 主要構造部は、鉄骨又は鉄筋コンクリートづくりとすること。
- (3) 床面から天井までの高さは、原則として、2.5m 以上とすること。
- (4) 施行規則第 4 条の 4 の 3 の規定による。

4 占有数量

構造物の垂直投影面積

5 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【地下に設ける通路】

6 占有料の減免

なし

■ 上空通路

1 基本事項

「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成 30 年 7 月 11 日国
道利第 7 号）による。

2 占用数量

構造物の垂直投影面積

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【上空に設ける通路】

4 占用料の減免

なし

■ 屋上連絡通路

1 基本事項

- (1) 「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成 30 年 7 月 11 日国道利第 7 号)による。
- (2) 屋上連絡通路を設置する建築物は、著しく多数の公衆が利用し、かつ、その利用者が屋上部または上層階に集中する傾向のある百貨店その他これに類するものであって、災害発生時における利用者の避難施設として屋上連絡通路を設置することが特に必要と認められるものであること。
- (3) 屋上連絡通路は、これを設置する建築物の一部に該当するものとして、その安全性等について建築主事の確認を受けたものであること。

2 場所

- (1) 屋上連結通路を設置する建築物は、それぞれ同一の管理者が管理するものであって、高さが 31 メートルをこえないものであること。
- (2) 幹線道路以外の道路であって、幅員が 16 メートルをこえないものであること。

3 構造

- (1) 屋根を有しないものとし、かつ、その主要な部分は鉄骨、鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は不燃材料で作られたものであること。
- (2) 通路の側面に人の転落または物の落下を防止するために必要な防護さく等の施設が設置されたものであること。
- (3) 屋上連絡通路を設置する建築物にすでに 1 または 2 の上空通路が設置されている場合にあっては、これらの通路の垂直投影上の範囲内に設置されるものであること。

4 占用数量

構造物の垂直投影面積

5 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【上空に設ける通路】

6 占用料の減免

なし

第 32 条第 1 項第 6 号物件

■ 露店

1 基本事項

(1) 露店を道路上に設置することは、公共の場が特定人による排他的な使用となる場合や、公共の場で私的な営利を得る場合が想定される。このことから、地域の活性化や賑わいの創出を目的に実施される路上イベント等の一環として設置する露店について、限定的に認めることとする。

(2) 露店の道路占用については、下表のパターンに沿って取扱うものとする。

主催者	露店の占用者					
	路上イベントの一環として 露店を出店			敷地内イベントに合わせて 路上に露店を出店		
	路上イベントの主 催者が占 用	路上イベントの 主催者以外が占用		敷地内イ ベントの 主催者が 占用	敷地内イベントの 主催者以外が占用	
		占用者 が公共 団体	占用者が 公共団体以外		占用者 が公共 団体	占用者が 公共団体以外
地方公共 団体	通達適合 のみ可	—	不可	協議によ り判断	—	不可
町内自治会、 商店会、 地域の実行 委員会	通達適合 のみ可	不可	不可	通達及び 追加要件 に適合す る場合の み可	不可	不可
宗教団体 (神社等)	慣例的に 行われて いる場合 のみ可	協議に より判 断	慣例的に行われ ている場合で、追 加要件に適合す る場合のみ可	不可	—	通達及び追加 要件に適合す る場合のみ可

注：「通達」とは、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成17年3月17日国道利第28条）のこと。

「追加要件」とは、次のとおり。

- ①お祭りや盆踊り等のイベントで、敷地周囲の道路を通行止め等することにより一体的に利用するもの。

②地域における合意形成が図られており、地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントであるもの。

2 その他

- (1) 交通に著しい支障を及ぼす恐れのない場所に設けること。
- (2) 都市再生特別措置法の適用により、特例道路占用区域に指定されている区域は、本個別基準の適用外である。
- (3) 新規イベントの占用については、土木管理課への事前協議を必要とする。

3 占用数量

垂直投影面積

4 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【祭典、縁日等慣行により臨時に設ける露店等】

5 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(ト)

施行令第7条第1項第1号物件

■ 突出看板、壁面看板

1 基本事項

沿道の土地で営業又は事業を行うものが自己の店名、営業の内容を表示する看板に限ること。

2 占用者

建物所有者・建物内の店舗経営者

3 場所

建物、塀その他の道路区域外の建物物や工作物に添加され、または道路区域外の土地に設けられたもので、道路区域内に突出するものであること。

4 構造

- (1) 落下、はく離などにより、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないもの。
- (2) 意匠及び色彩は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる恐れのないもの。
- (3) 看板の最下部と路面との距離は、4.5m 以上とすること。ただし、歩道上に設ける場合は、2.5m 以上とすることができる。
- (4) 突出看板の道路上への出幅は、1.0m以下とし、看板の厚さは0.5m 以内とすること。
- (5) 壁面看板の道路上への出幅は路端から 0.3m 以内とし、道路の方向と平行して、設置する。
- (6) 壁面看板の表示面積の大きさは、設置する壁面の面積の5分の1以内とすること。

5 その他

看板の設置にあたっては、事前に都市計画課都市景観デザイン室及び管轄の警察署と協議を行うこと。

6 占用数量

表示面積とするが、面積の考え方は次のとおりとする。

- ①突出看板の両面に表示がある場合は、両面の面積とする。
- ②看板の厚み部分に表示がある場合は、これも面積に含むものとする。

③構造が分れている複数の看板については、看板ごとに端数を切り下げて計算する。

④フレームがある場合は、これも表示面積に含む。

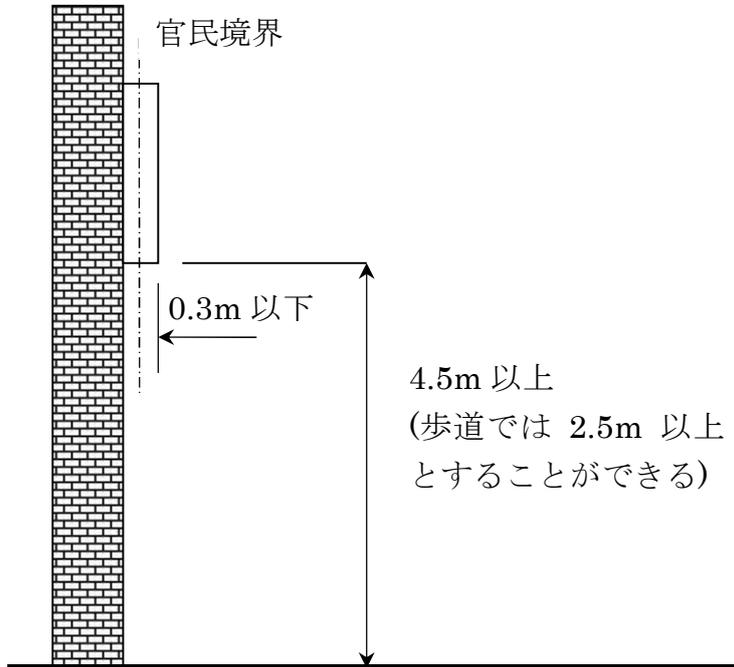
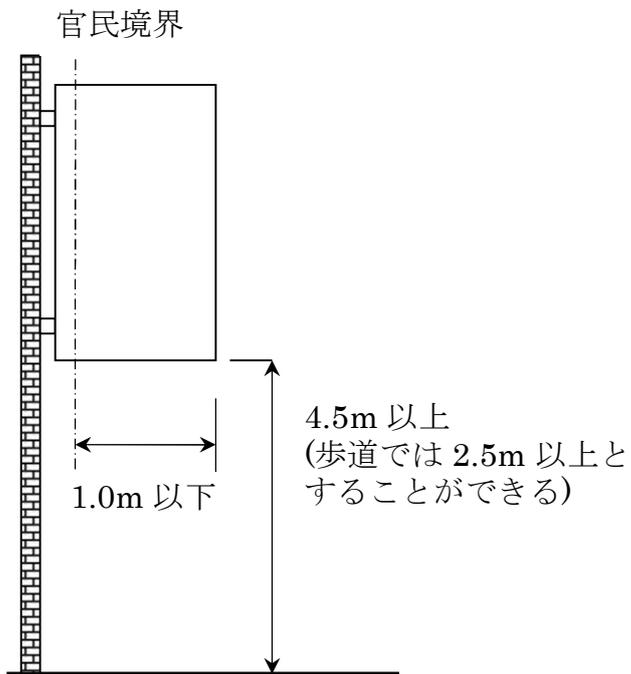
7 占用料

千葉市道路占用料条例 別表【看板(アーチであるものを除く。)-その他のもの】

8 占用料の減免

千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)オ(ケ)、(チ)

【標準図】



■ 電柱広告

1 基本事項

電柱・電話柱に添架または巻き付ける看板を「電柱広告」という。

2 構造

- (1) 落下、はく離などにより、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないもの。
- (2) 添架する看板の大きさは、縦 1.25m以下、横 0.45m以下、巻き付ける看板の大きさは縦 1.5m以下、横 0.35m以下とする。
- (3) 意匠及び色彩は、信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる恐れのないものであること。
- (4) 添加する看板の最下部と路面との距離は、4.5m 以上とする。ただし、歩道上に設ける場合は、2.5m 以上とすることができる。
- (5) 巻き付ける看板の最下部と路面との距離は、1.3m 以上とする。
- (6) 1 柱について、添加する看板は 1 個、巻き付ける看板は 2 個以内とする。

3 その他

占有者は、電柱等の管理者に看板設置の許可を得ていること。

4 占有数量

表示面積（突出看板の考え方と同様）

5 占有料

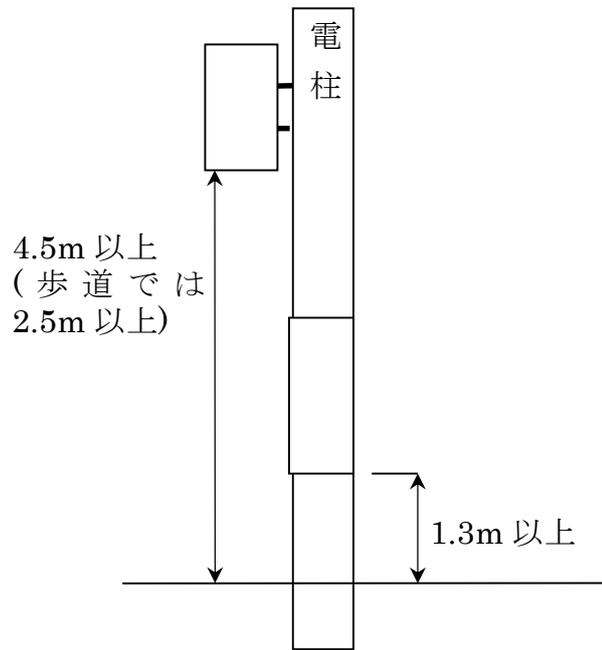
千葉県道路占有料条例 別表【看板(アーチであるものを除く。)-その他のもの】

6 占有料の減免

巻看板の場合

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第 2 条(2)イ (コ)

【標準図】



■ 商店街灯に添加する看板

1 基本事項

「商店街灯への営業広告物設置に関する指針」（産業支援課）を基本方針とする。

2 占用者

商店街灯を占用している商店会

3 場所

- (1) 原則として、道路が交差・接続・屈曲部以外の箇所に設置すること。
- (2) 信号機、道路標識等の見通しを妨げたり、消防活動の支障とならないこと。

4 構造

- (1) 公告板の寸法は、縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下または縦 0.8m 以下、横 0.4m 以下とし、突出する場合は灯柱と看板の離隔は 0.1m 以下とする。
- (2) 添架する看板の最下部と路面との距離は、4.5m 以上とすること。
ただし、歩道上に設ける場合は、2.5m 以上とすることができる。
また、巻き看板については、1.3m 以上の高さとする。
- (3) 街灯 1 灯につき、「突出看板」「巻看板」各 1 物件までとする。
- (4) 意匠及び色彩は、信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる恐れのないものであること。

5 その他

看板の設置にあたっては、事前に産業支援課、都市計画課都市景観デザイン室及び管轄の警察署と協議を行うこと。

6 占用数量

表示面積（突出看板の考え方と同様）

7 占用料

千葉市道路占用料条例 別表【看板（アーチであるものを除く。）】

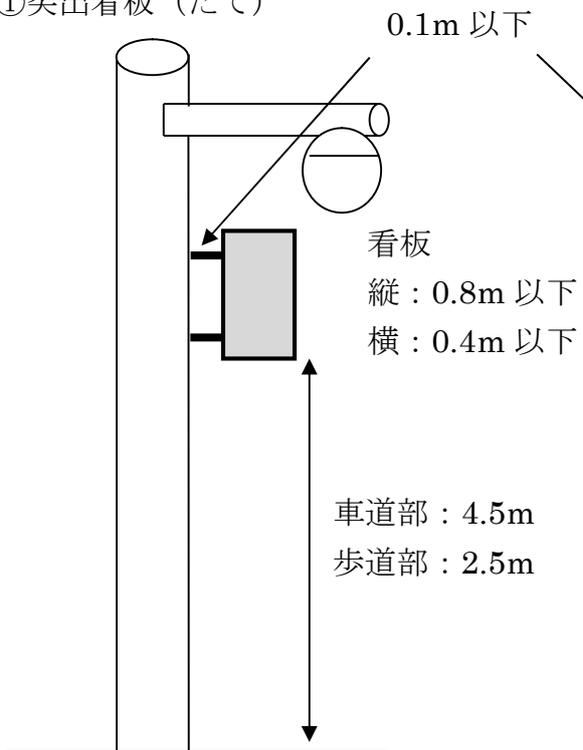
8 占用料の減免

巻看板の場合

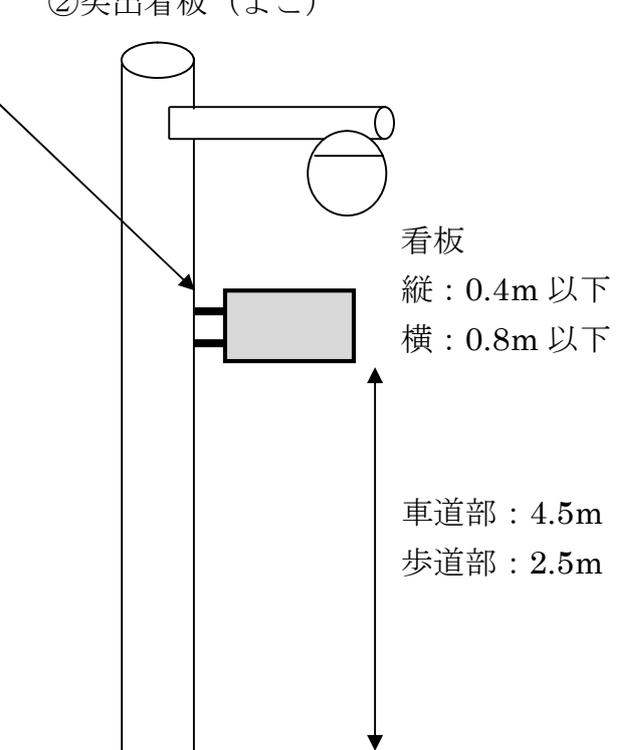
千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(2)イ (コ)

【標準図】

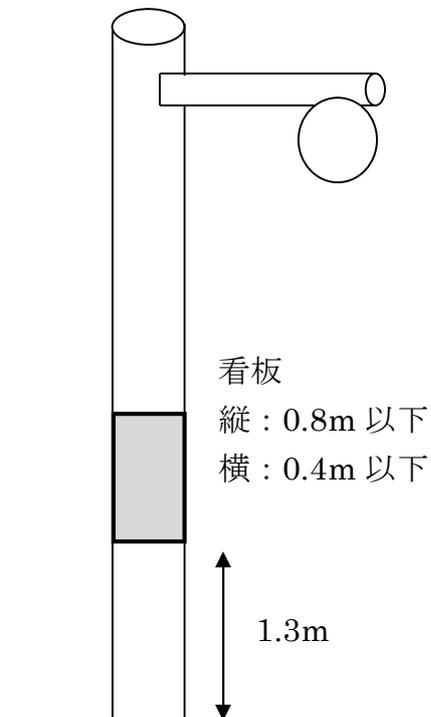
①突出看板（たて）



②突出看板（よこ）



③巻看板



■ 商店街灯に添加する営業広告入りバナー

1 基本事項

「商店街灯への営業広告物設置に関する指針」（産業支援課）を基本方針とする。

2 占用者

商店街灯を占用している商店会

3 場所

- (1) 原則として、道路が交差・接続・屈曲部以外の箇所に設置すること。
- (2) 信号機、道路標識等の見通しを妨げたり、消防活動の支障とならないこと。

4 構造

- (1) バナーは、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (2) バナーの最下部と路面との距離は4.5 m以上とする。ただし、歩道上においては2.5 m以上とする。
- (3) バナー1面の大きさは、横0.8 m以内とし、その面積は1 m²以内とする。また、商店街灯1本に設置できるバナーは、2旗以内（両面の表示で計4面）とする。
- (4) バナーがバタつかないよう上下をしっかりと固定すること。
- (5) バナーの構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

5 その他

- (1) バナーの設置にあたっては、事前に産業支援課、都市計画課都市景観デザイン室及び管轄の警察署と協議を行うこと。
- (2) 強風時等においては、バナーの落下等による事故を防止するためにバナーを一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

6 占用数量

表示面積

※表示面積は、1旗単位で算出するものとし、両面に表示がある場合は、面積を合計する。なお、合計前の面積に0.01 m²未満の端数があるとき

は、その端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

(表示面積の計算例)

バナー1面の面積が 0.435 m^2 で、両面に表示がある場合

$$0.43 + 0.43 = 0.86 \Rightarrow \underline{\text{表示面積は } 0.86\text{ m}^2}$$

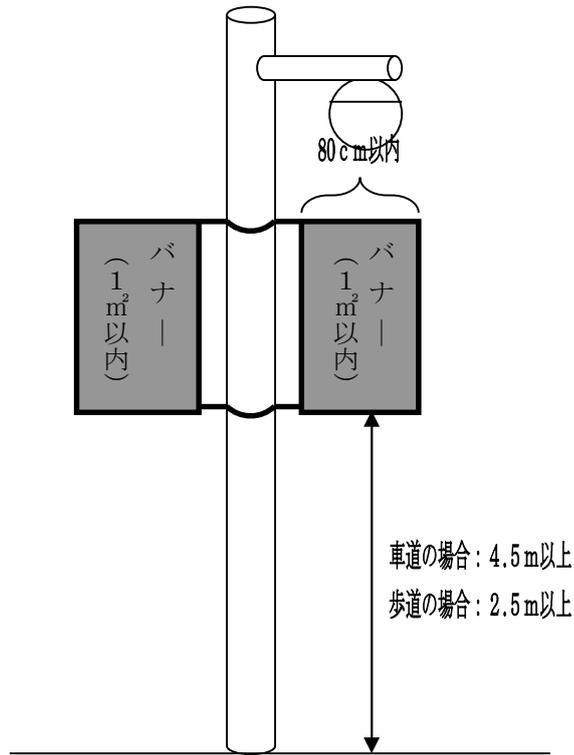
7 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【看板（アーチであるものを除く。）】

8 占用料の減免

なし

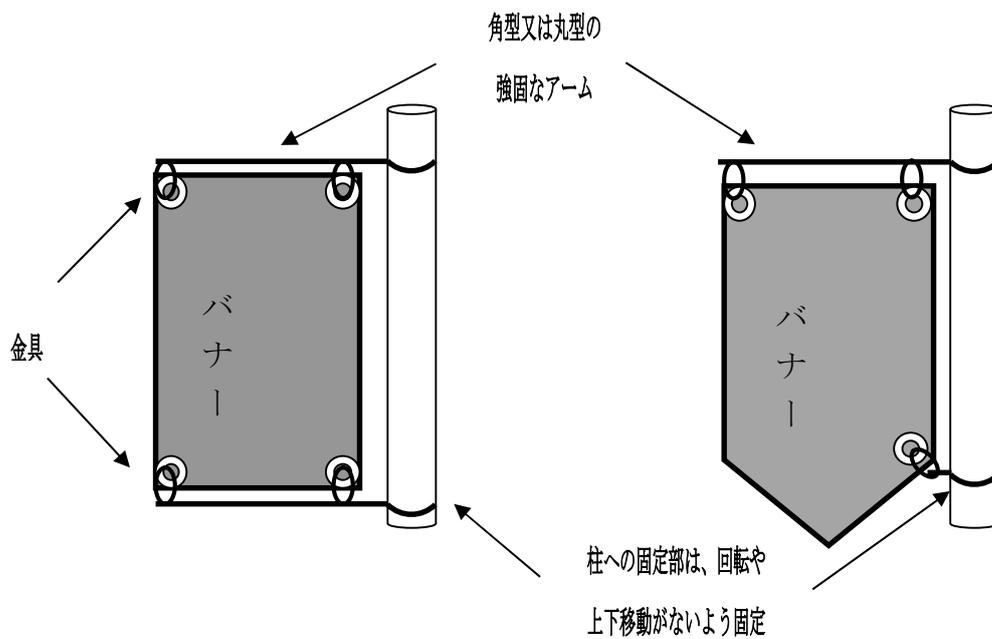
(概略図)



(拡大図)

①四角形の例

②五角形の例



■バス停上屋に添加する広告物

1 基本事項

広告物を添加することのできるバス停留所上屋は、新規かつ、壁面を一体的に整備する形態のもの及び既設の上屋に壁面を整備する形態のものに限る。

2 構造

(1) 添加広告の設置場所

- ① 添加広告は、上屋の壁面へ設置すること。
- ② 添加広告は、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外へ設置すること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置する場合はこの限りでない。
- ③ 壁面を設置した後の歩道等の有効幅員を確保できない等により、上記②による設置が適当でない場合には、開口部と添加広告との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、安全対策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面に添加広告を設置することができる。
- ④ 既設の上屋に壁面を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造であること。
- ⑤ 壁面を用いて掲示される添加広告は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものでないこと。
- ⑥ 添加広告の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内であること。
- ⑦ 添加広告を照明式とする場合は、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがないこと。

(2) 材質及び形状

- ① 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものであること。
- ② 倒壊、落下、はく離、老朽及び汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(3) 表示面積及び掲示面数

- ① 広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、広告物の枠部分等への広告事業者等の表示については、破損時における通報先等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はバスロケーションシステム、ベンチなど（以下、「ロケーションシステム等」という。）の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものは表示面積に

含めないものとする。

- ② 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、上屋の長さが6mを超え、かつ、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。

(4) 掲示内容

壁面に掲示する広告物については、次の各号によるものとする。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならない。また、広告物は音声を用いたものであってはならない。
- ② 広告物は、反射材料式であってはならない。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- ④ 広告物は、千葉県屋外広告物条例に反するものであってはならない。

(5) 安全対策

壁面に添加される広告物については、上屋の外側の歩行者等の安全に配慮し、広告物の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。

また、必要に応じ上屋の外側から車道への歩行者等の飛び出し防止のための防護柵等の設置を行うこと。

3 管理基準

- (1) 上屋及び添加広告の管理に関するバス事業者と広告事業者間の契約等添加広告を設置するバス停留所上屋の管理に当たっては、「バス停留所上屋」4(1)に定める管理規定に加え、次の各号に掲げる事項について、バス事業者と広告事業者との間で合意があることを示す書面(契約書の写し等)を道路占用許可申請書に添付すること。

- ① 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。
- ② 添加広告を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備及び維持管理に要する費用の原資に充当されること。
- ③ 上屋及び添加広告の設置及び管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占有者であるバス事業者又は広告事業者がその原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

- ④道路管理者が上屋の占有主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋に添加される添加広告の所有権を有する広告事業者においても、添加広告の移設、撤去等に応じること。
- ⑤上屋の占有を廃止するときは、当該上屋に添加されている添加広告も占有を廃止すること。
- ⑥添加広告の占有を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により適切な取扱いが定められていること。

(2) 契約等の変更

上記(1)の契約等において、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、道路管理者に届け出ること。

- ①道路管理に影響を及ぼす内容の変更をするとき
- ②事故時における連絡通報体制及び管理に係る事項を変更するとき

4 道路占有許可申請

(1) 申請者

バス停留場に広告板を有する構造の上屋を設置しようとする場合には、占有許可手続きに当たって、当該物件の各部分の効用にかんがみ、上屋(ロケーションシステム等を含む。)と、当該上屋に添加される広告に分けて、次の各号のとおり取り扱うこととする。

①バス停留所上屋

バス事業者(地域においてバス事業者に代わり上屋の整備等を行うとされている団体がある場合には、当該団体を含む。)が、新規の占有許可申請を行う。ただし、既に占有許可を受けて設置している上屋については、新たな申請を要しない。

②添加広告

広告事業者が、占有許可申請を行う。この場合の広告事業者には、バス事業者が自ら広告板を用いて広告事業を行う場合における当該バス事業者も含む。

(2) 申請手続き

前記(1)①、②の申請は、新規かつ、壁面を一体的に整備する場合は、同時に行うものとする。

5 占有数量

表示面積

6 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【看板（アーチであるものを除く。）】

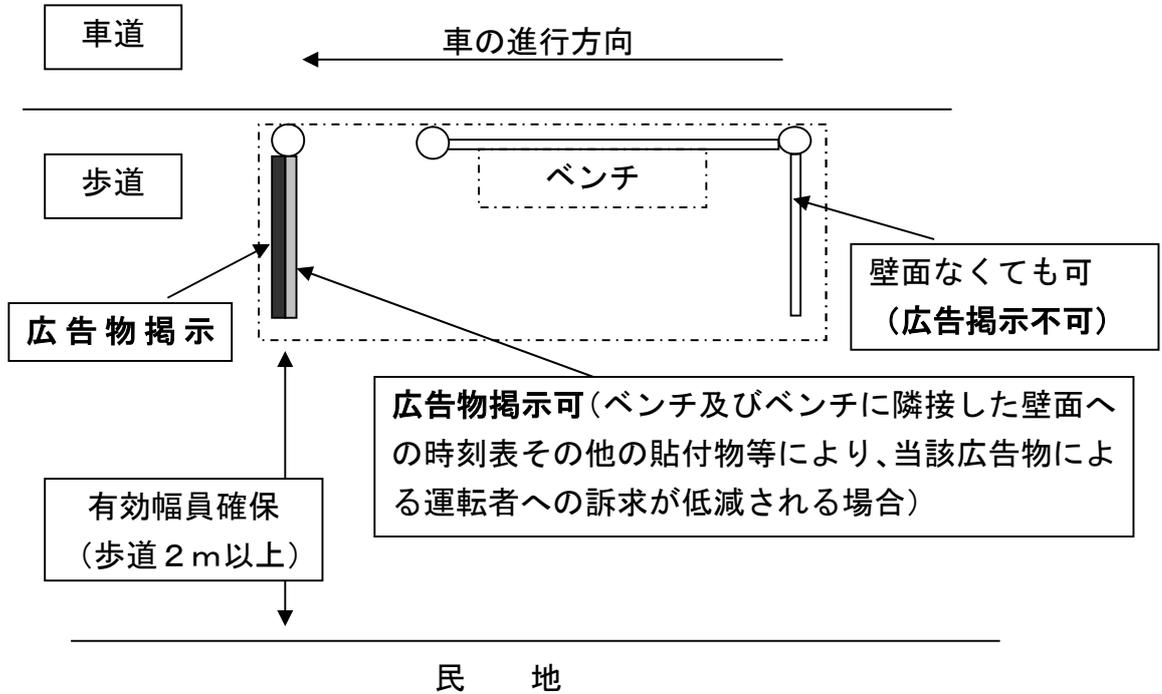
7 占用料の減免

なし

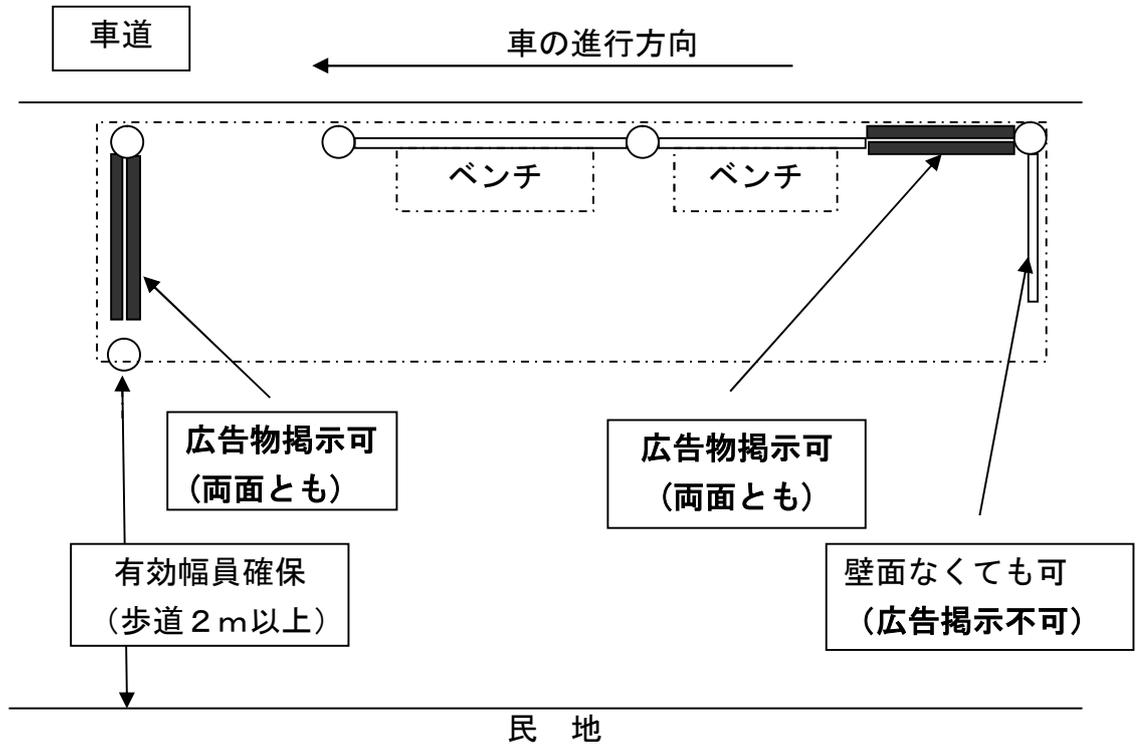
※本基準の考え方は、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物に添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日国道利第26号（最終改定：平成26年4月10日）の考えによる。

<参考> 添加広告物設置例(基準2 関係平面図)

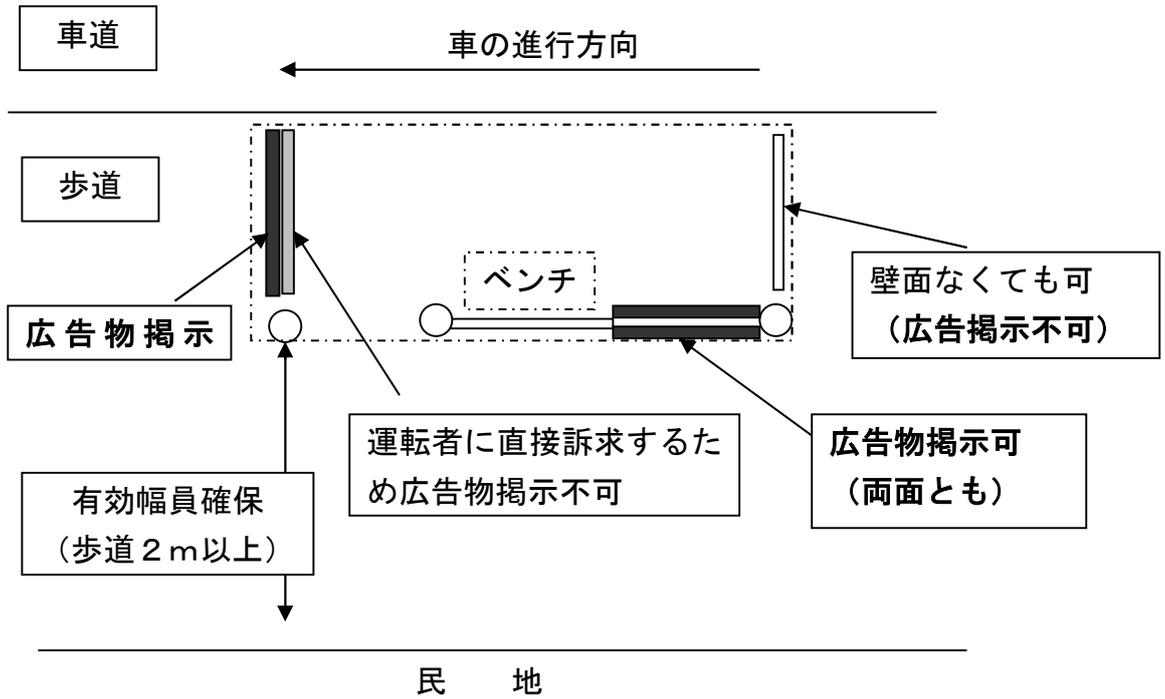
(設置例1)



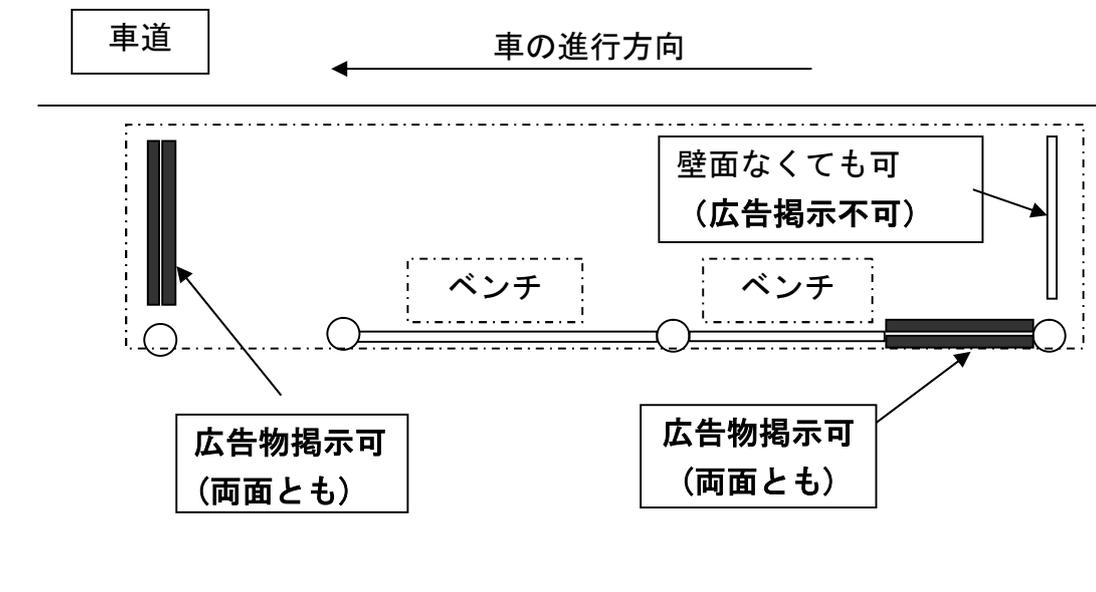
(設置例1-2)



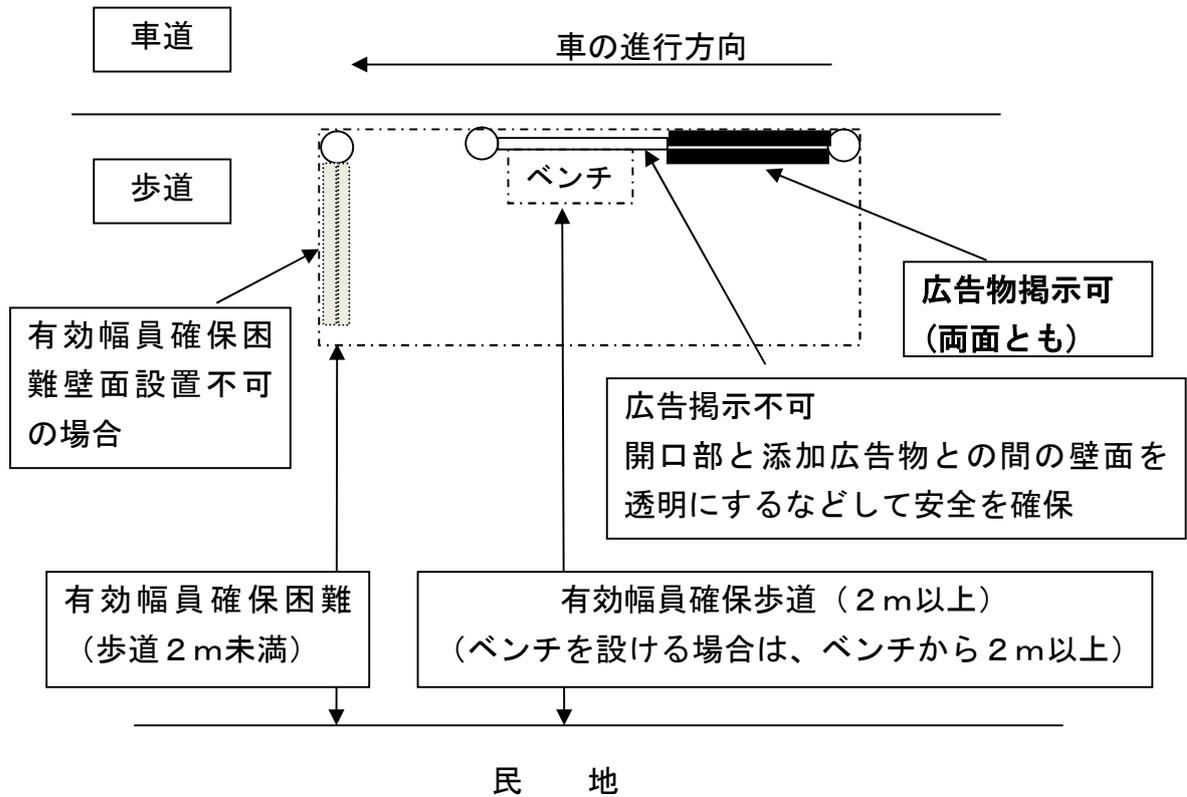
(設置例 2)



(設置例 3) バスターミナルの場合



(設置例4) 有効幅員が確保できない場合の特例



■ 掲示板

1 基本事項

広報その他の公共目的のために設けるものであること。

2 占有者

国・地方公共団体

3 場所

歩車道区分のある道路においては、原則として歩道の車道よりも、歩車道区分のない道路においては法敷（法敷のない道路においては、路端より）に設けること。

4 構造

- (1) 倒壊、落下、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。
- (2) 防食、耐久性のある材質であること。
- (3) 高さは 2.0m 以下、長さは 1.5m 以下とすること。ただし、駅前広場に設ける場合、高さ並びに長さは 5.0m 以下とすること。

5 その他

広告物件等を表示または掲出しないこと。ただし、占有者名を表示する場合及び掲示物を掲出する場合は、この限りではない。

6 占有数量

表示面積

7 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【看板—その他のもの】

8 占有料の減免

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第 2 条(1)オ（ス）

■ 案内標識

1 基本事項

公共施設案内標識、消火栓標識、消防水利標識、広域避難場所案内標識、その他公共性のある案内標識であること。

2 占用者

国・地方公共団体

3 場所

歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りに、歩車道区分のない道路においては法敷（法敷のない道路においては、路端より）に設けること。

4 構造

- (1) 倒壊、落下、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。
- (2) 標識の下端と路面との距離は、4.5m 以上とすること。ただし、歩道に設ける場合は、2.5m 以上とすることができる。
- (3) 支柱の基礎は、埋め込み方式とすること。
- (4) 意匠及び色彩は、信号機又は道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げる恐れのないものであること。
- (5) 広告物等を表示又は掲出しないこと。ただし、占用者名の表示又は消火栓標識に添加する規格を統一した看板についてはこの限りではない。

5 占用数量

本数

6 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【標識】

7 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(1)ア

■路外駐車場案内標識

1 基本事項

自動車駐車場の用に供する部分（駐車マス）のうち一般公共の用に供する部分の面積が6,000㎡以上で、駐車場法第12条に基づく届出をしている路外駐車場（以下「駐車場」という。）を案内する標識であること。

2 占有者

路外駐車場の届出をしている者

3 場所

- (1) 歩車道区分のある道路の歩道部の車道よりに設置するものとする。
- (2) 路側式標識の場合は、駐車場の入口から100m程度の左側手前に1箇所と入口付近の左側に1箇所とする。
- (3) 片持式標識の場合は、駐車場の直近の交差点から手前150m～300m以内の地点に1箇所とする。
- (4) 1駐車場につき、最大2箇所の設置を認めるものとする。
- (5) 道路照明灯の効用を軽減させる箇所でないこと。
- (6) 所轄警察署長の指示により認められない箇所でないこと。

4 構造

- (1) 色彩については、縁線、文字（数字を含む。）及び矢印を青色、地は白色とする。
- (2) 路側式標識の標示板の設置高さは路面から2.5mを標準とする。ただし、植樹帯等に設置する場合は1.8mまで低くすることができる。
- (3) 片持式標識の標示板の設置高さは路面から5.0mを標準とする。
- (4) 下表の設計風速など、その他構造については、「道路標識，区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）」に準じるものとする。

設計風速	m/sec
路側式	40
片持式	50

- (5) 標識の標示板は、広角プリズム型反射シートを用いることとする。
- (6) 標示内容は駐車場の届出をしている駐車場名とする。ただし、文字数については最大15文字までとする。

5 その他

- (1) 支柱には、許可年月日及び占用者名を明記したステッカーを貼り付けるものとする。
- (2) 届出の確認のため「路外駐車場設置届出書について」の写しを一式提出すること。
- (3) 面積の確認のため、「路外駐車場設置（変更）届出書」の写しを提出すること。
- (4) 標識の構造計算書を添付すること。
- (5) 標識の設置方法については、下記のパターンのいずれかによるものとする。
 - ①路側式標識 2 箇所
 - ②駐車場入口手前の路側式標識 1 箇所と片持式標識 1 箇所
 - ③駐車場入口手前の路側式標識 1 箇所
 - ④片持式標識 1 箇所

6 占用数量

本数

7 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【標識】

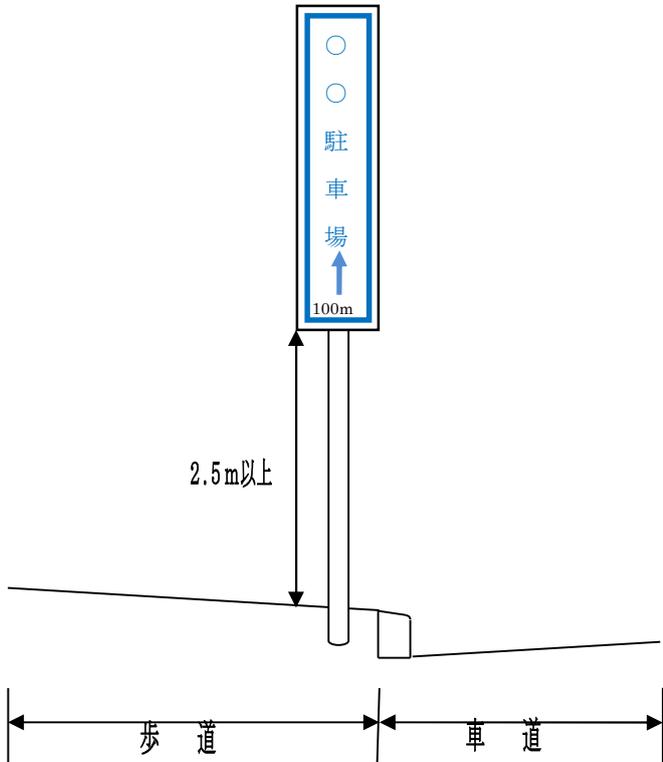
8 占用料の減免

なし

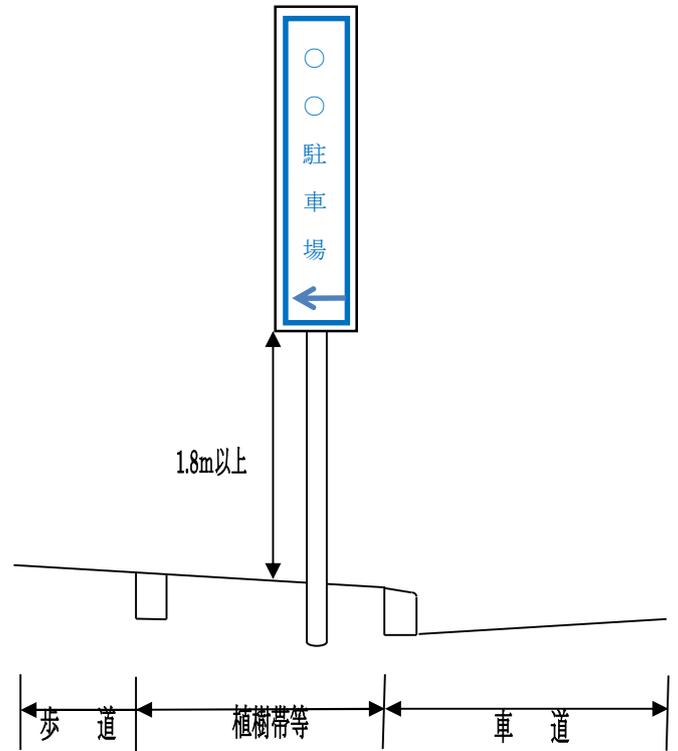
【標準図】(縮尺:Free)

(路側式)

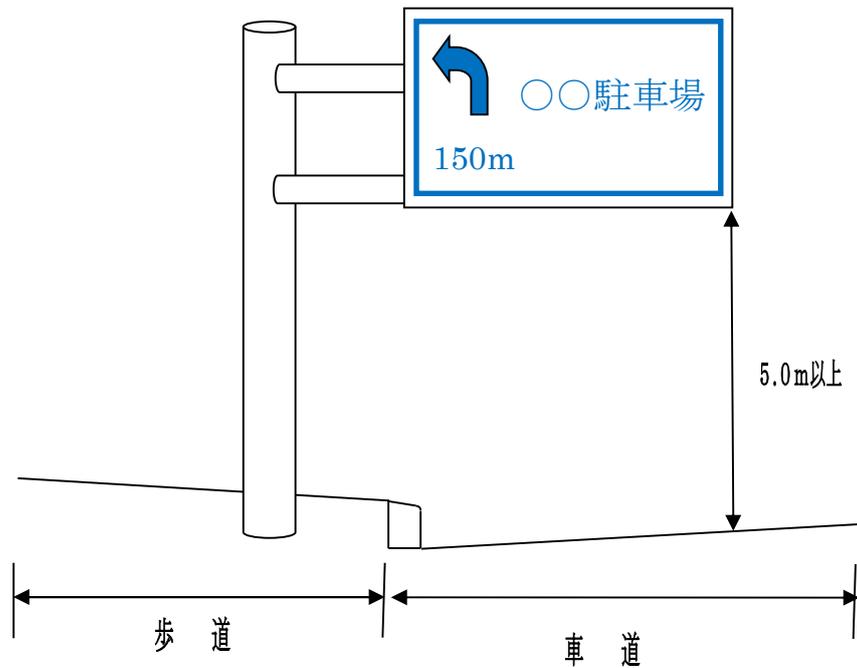
植樹帯等なし



植樹帯等あり



(片持式)



■ 学校・病院施設案内標識

1 基本事項

定義

①「学校」とは、学校法人の設置する私立学校のうち、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学とする。

②「病院」とは、私立の総合病院、救急指定病院とする。

総合病院とは、病床数100床以上で、主要な診療科（最低でも、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科）を含む病院。従来は、医療法で規定されていた。

救急指定病院とは、消防法第2条第9項により、救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づき、都道府県知事が告示し指定する病院。

2 占有者

学校又は病院を経営する代表者とする。

3 場所

(1) 歩車道区分のある道路の歩道部の車道よりに設置するものとする。ただし、植樹帯等がある場合は、植樹帯等の中に設置するものとする。

(2) 歩行者用標識の設置場所は次のとおりとする。

①標示板の設置向きは、歩行者等の通行方向と平行して設置するものとする。

②標示板の設置高さは、路面から標示板の下端までの高さを1.8m以上とする。ただし、植樹帯の中に設置する場合は、1.0mまで低くすることができるものとする。

(3) 車両用標識の設置場所は次のとおりとする。

①標示板の設置向きは、車両等の通行方向と直角に設置するものとする。

②標示板の設置高さは、路面から標示板の下端までの高さを5.0m以上とする。

(4) 1施設につき、原則1箇所の設置を認めるものとする。

ただし、救急指定病院については道路の幅員や形状等により、施設案内上やむを得ない場合は2箇所を限度とする。

(5) 所轄警察署長の指示により認められない箇所でないこと。

4 構造

(1) 標識の標示板は、歩行者用については「道路標識，区画線及び道路標示に関する命令」（以下、「標識令」という。）に基づく道路標識番号114-Bの

様式を、車両用については同105-Cの様式を準用するものとする。

(※標準図参照)

- (2) 色彩については、縁線、文字(数字を含む。)及び矢印を青色、地は白色とする。
- (3) 下表の設計風速など、その他構造については、「標識令」及び「道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)」に準じるものとする。

設計風速	m/sec
路側式	40
片持式	50

- (4) 歩行者用標識については、必要に応じて、学校または病院の形状を表すピクトグラムの標示を認めるものとする。
- (5) 標識の標示板は、広角プリズム型反射シートを用いることとする。

5 その他

- (1) 支柱には、許可年月日及び占用者名を明記したステッカーを貼り付けるものとする。
- (2) 標識の構造計算書を添付すること。

6 占用数量

本数

7 占用料

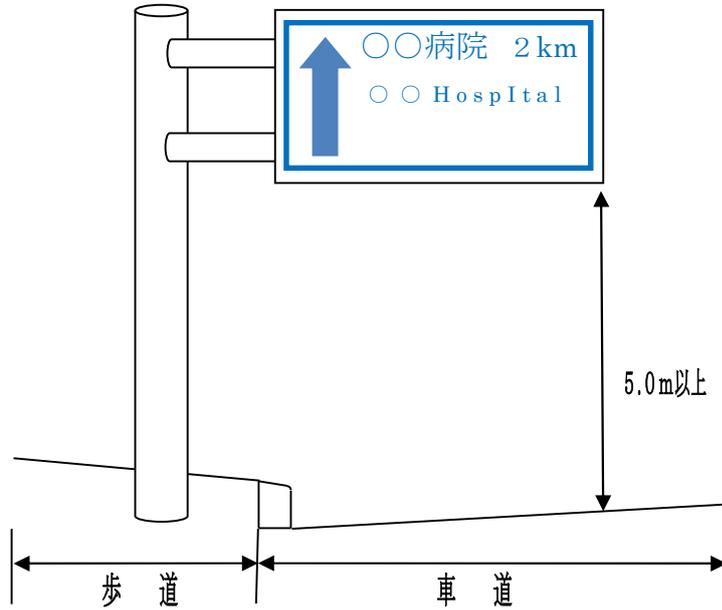
千葉県道路占用料条例 別表【標識】

8 占用料の減免

なし

【標準図】(縮尺: Free)

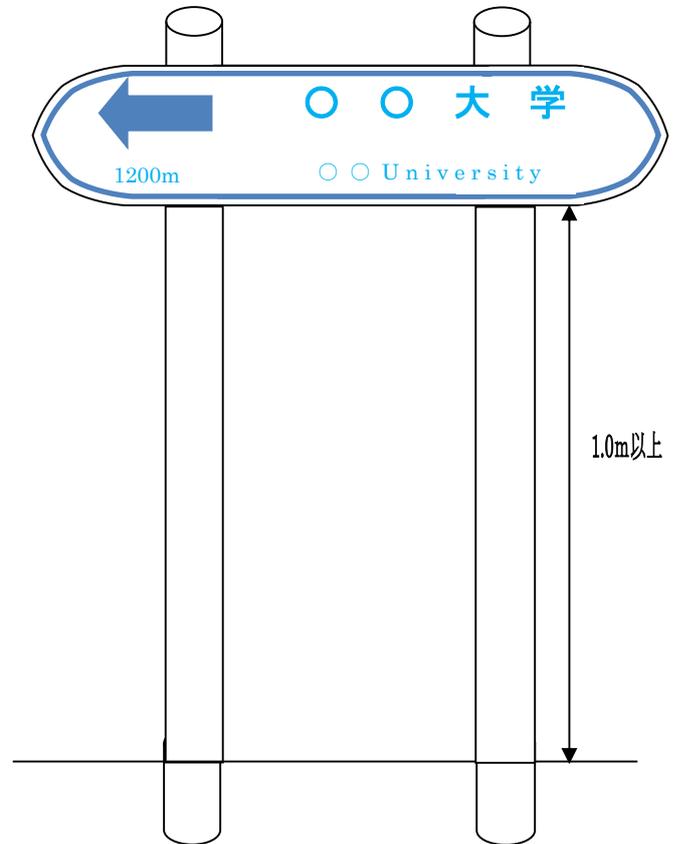
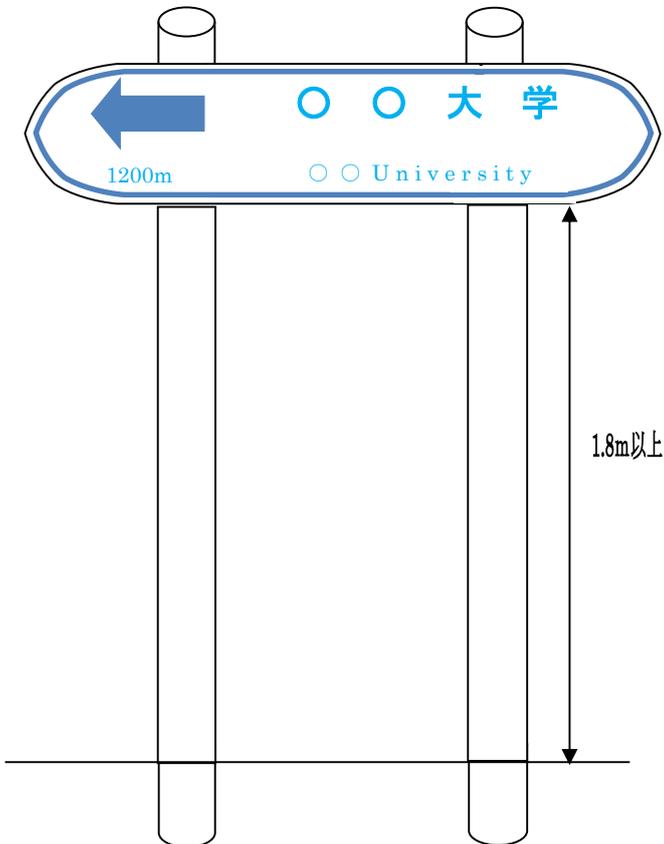
■ 105-Cタイプ



■ 114-Bタイプ

【歩道上】

【植栽帯内】



■ バス停留所標識

1 占有者

一般乗合旅客自動車運送事業者

2 場所

歩車道区分のある道路の歩道の車道寄りに設けること。ただし、バス停留所標識はやむを得ない場合に限り、歩車道区分のない道路の法敷（法敷のない道路においては、路端より）に設けることができる。

3 構造

- (1) 倒壊、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。
- (2) 標識の上端と路面との距離は3.0m以下とし、柱の方径または直径は0.1m以下とすること。
- (3) 柱の基礎は、原則として、埋め込み式とすること。

4 その他

- (1) 広告物等を表示又は掲出しないこと。ただし、占有者名の表示又は利用案内等、業務上必要と認められるものについては、この限りではない。
- (2) 照明式バス停留所標識については、1及び3(3)によるほか、照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について（昭和49年2月1日建設省道政発第5号）によること。

5 占有数量

本数

6 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【標識】

7 占有料の減免

千葉県道路占有料徴収事務取扱要綱 第2条(2)イ(イ)

■バスロケーションシステム

1 基本事項

バス利用者の利便向上のために、バスの実際の運行状況（バスの位置、到着時間等）をバス停留所標識やバス停上屋に添架した表示板で確認できるシステムであること。

2 占有者

路線バス事業者

3 構造

バス停留所標識（固定式）と一体となっているものであること、又はバス停上屋へ添架するものであること。（バス停上屋へ添架する場合は、歩道面から2.5m以上を確保できること）

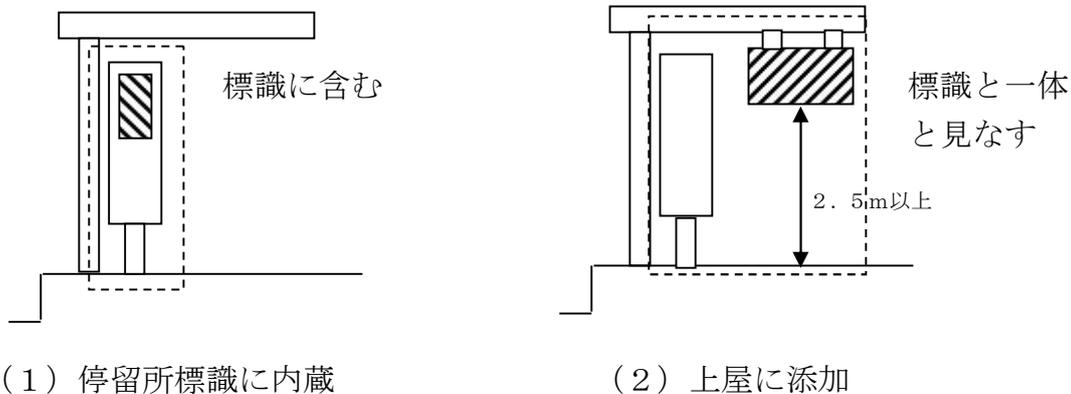
4 その他

バスロケーションシステムは、道路法施行令第7条第1項の「標識」として取扱うが、参考図（1）のように、停留所標識に内蔵しているものは、停留所標識の一部として、また参考図（2）のように、上屋に添架しているものについては、停留所標識の一部（付属物）として取扱う。

よって個別に占用料は、徴収しない。

ただし、申請時には、バスロケーションシステムであることが分かる図面等の提出をすること。

(参考図)



■ タクシー乗り場標識

1 占有者

- (1) タクシー事業者の団体又はタクシー事業者。
- (2) 内照式標識の広告物の占有主体は原則として内照式標識の占有者とする。

2 場所

- (1) 原則として、駅前広場等、道路整備によりタクシー乗り場を整備した箇所の歩道上の交通に支障のない箇所とし、標識は1基のみとする。(道路管理者が設置したタクシー乗り場標識も含む。)

ただし、駅前広場において、タクシーの乗車場と降車場が分かれている場合には、それぞれ1基ずつ設置することは可能とする。
- (2) 設置箇所は、歩道の車道側とし、歩車道境界と標識(標示板含む)の間は25cm以上離すものとする。また、視覚障害者誘導用ブロックから60cm以上は離すものとする。

3 構造

- (1) 標識は、原則として、埋め込み式とすること。

ただし、当分の間は、置き型標識の設置を認めるものとする。
- (2) タクシー乗り場標識は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならない。
- (3) 標識・表示内容は、別紙標準図を基本とする。
- (4) 埋込式標識は、標示板の下端と路面との距離は1.0mとし、歩行者等の通行方向と平行して設置すること。若しくは植栽ます等のある路上施設帯に設置すること。
- (5) 標示板の一辺の長さは0.6mの正方形型とすること。
- (6) 内照式標識は、標識の上端と路面との距離は3.0m以下とし、照明表示ボックスの最大幅は0.45m以下とすること。
- (7) 標示板は、広角プリズム型反射シートを用いることとする。文字の字体は「丸ゴシック体」とし、英語を併記したピクトグラムの大きさは300mm×300mmとする。また、置き型標識の標示板については、標示板周りが鋭利にならないように、保護カバーを設置すること。
- (8) 色彩については、縁線、文字及びピクトグラムを青色、地は白色とする。(内照式標識は除く。)

4 その他

内照式標識の広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限定するものとし、広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とする。

5 占用数量

タクシー乗り場標識は、基数
内照式標識の広告は、表示面積

6 占用料

(1) タクシー乗り場標識

千葉県道路占用料条例 別表【標識】

(2) 内照式標識の広告

千葉県道路占用料条例 別表【看板】

7 占用料の減免

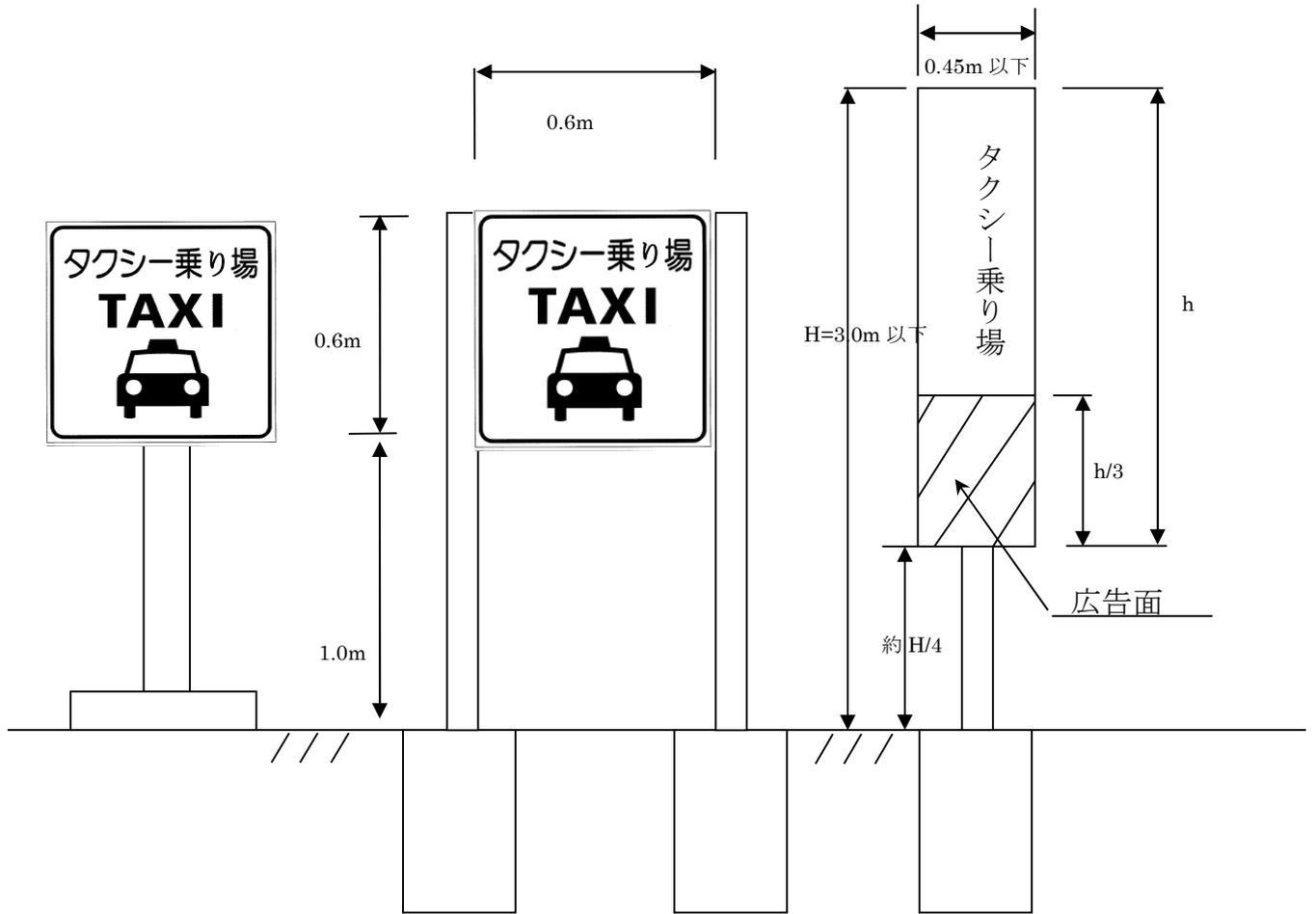
(1) タクシー乗り場標識

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第2条(2)イ(イ)

(2) 内照式標識の広告

なし

< 乗り場標識標準図 >



< 標示板標準図 >



■ 路面標識

1 基本事項

国、地方公共団体、千葉県警察本部及び所轄警察署が市民及び道路利用者への啓発のために設けるもので、「路上喫煙防止」、「ひったくり注意」等を啓発するものであること。

2 占用者

国・地方公共団体・千葉県警察本部・所轄警察署

3 場所

- (1) 原則として、歩道の一般部とする。
- (2) 視覚障害者用誘導ブロックがある場合、0.3m 以上離して設置すること。

4 構造

- (1) 風雨及び歩行者等の通行による摩擦等で容易に汚損又は剥離しない材質のもの。
- (2) すべり止め加工を施してある材質のもの。
- (3) 標識の大きさは、原則として、縦 100 c m、横 100 c m以内のもの。

5 その他

- (1) 汚損、剥離等がないように、定期的に点検を行うこと。
- (2) 道路管理者が道路工事若しくは道路管理の必要性から、占用物件を撤去することがあるが、この場合、道路管理者は占用物件を復旧しない。

6 占用数量

箇所数

7 占用料

千葉市道路占用料条例 別表【標識】

8 占用料の減免

千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(1)ア

■ のぼり旗（祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの）

1 基本事項

のぼり旗は、風の影響を受けやすく道路に設置された場合は通行の支障になることが十分に想定され、また、道路という公共の場で私的な広告を掲出し営利を得る場合が想定されることから、本市においては原則的に抑制すべき物件である。しかしながら、地域の活性化や賑わいの創出を目的に実施される路上イベント等に付随して設置するのぼり旗については、その目的達成のため、のぼり旗の有効性を尊重し限定的に認めることとする。

2 占用者

路上イベントの主催者

3 場所及び方法

- (1) 設置場所は路上イベントの会場内とする。
- (2) 設置の際は、路上イベントのための占用物件に添加すること。街路灯等に固定する際は、歩道及び車道に対し平行に設置し、風等により倒れたり旗の向きが変わったりすることが無いよう固定すること。
- (3) 独立状態の占用は認めない。

4 その他

のぼり旗を既設占用物件に固定する場合は管理者の了承を得ること。

3 占用数量

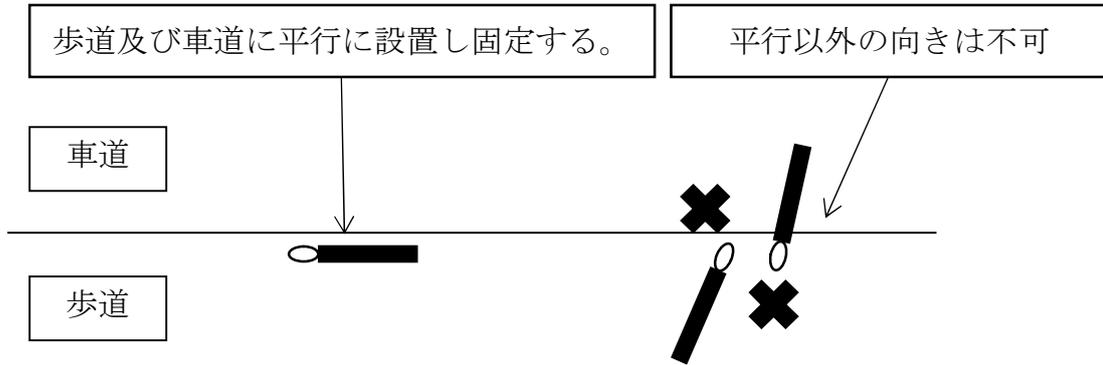
本数

4 占用料

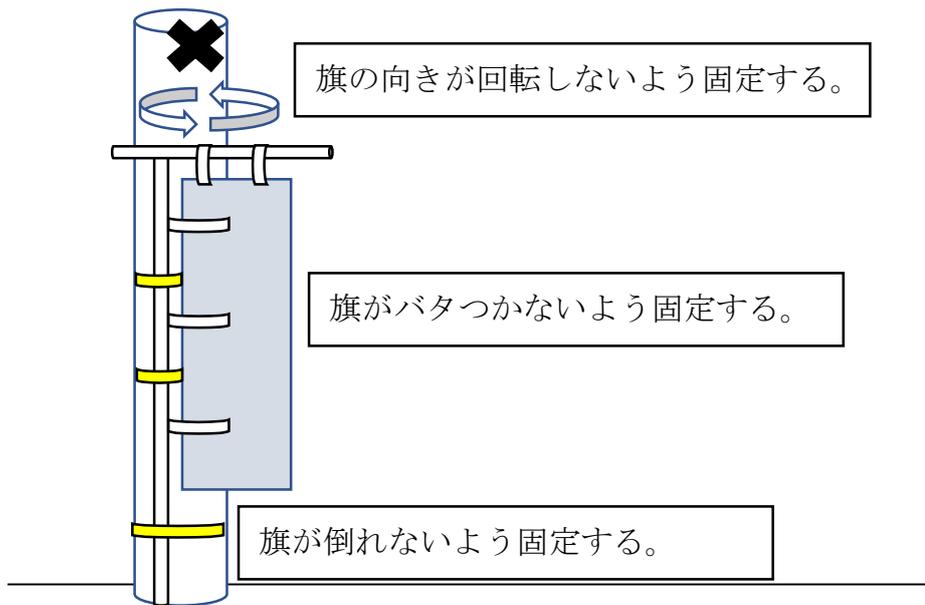
千葉県道路占用料条例 別表【旗ざお】

<参考>

1 設置の方向（平面図）



2 設置方法（立面図）



■ アーチ

1 占有者

地方公共団体、商店会その他これらに順ずる団体で、十分な維持管理ができるものと認められるもの。

2 場所

- (1) 支柱は原則として、民地内とする。
- (2) やむを得ず道路に設置する場合は、歩車道区分のある道路においては歩道の車道よりも、歩車道区分のない道路においては法敷（法敷のない道路においては、路端より）に設けること。
- (3) 歩道に設ける場合は、その有効幅員を 2.5m 以上、歩車道区分のない道路に設ける場合は、その有効幅員を 6.0m 以上確保すること。

3 構造

- (1) 倒壊、落下、はく離、汚損その他の事由により道路構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。
- (2) 構造部の最下部と路面との距離は 4.5m 以上とすること。ただし、歩道においては 3.5m 以上とすることができる。
- (3) 支柱の方径または直径は、0.3m 以下とすること。
- (4) 意匠及び色彩は、信号機又は道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げる恐れのないものであること。
- (5) 広告物等を表示又は掲出しないこと。ただし、占有者名、地名等の表示はこの限りではない。

4 占有数量

基数

5 占有料

千葉県道路占有料条例 別表【アーチ】

6 占有料の減免

なし

施行令第 7 条第 1 項第 2 号物件

■ 太陽光発電施設又は風力発電施設

1 基本事項

- (1) 施行令第 11 条の 6 の規定による。
- (2) 「道路法施行令の一部改正について」(平成 25 年 3 月 1 日国道利第 11 号)の「発電設備の占用許可基準について」による。

2 占用数量

垂直投影面積

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【令第 7 条第 2 号に掲げる工作物】

4 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(2)イ (ス)

施行令第7条第1項第4号物件

■工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設

1 場所

- (1) 歩車道区分のある道路に設ける場合においては歩道上に設けるものとし、その出幅は路端から1m以下で、かつ歩道幅員の3分の1以下とすること。ただし、落下防止用施設については、この限りではない。
- (2) 歩車道の区分のない道路に設ける場合においてはその出幅は路端から1メートル以下で、かつ道路幅員の6分の1以下とすること。ただし、落下防止用施設についてはこの限りではない。
- (3) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間を0.3m以上確保できる場所。なお、0.3m以上の離隔が確保できない場合は誘導ブロックを切り回して設置すること。

2 構造

- (1) 倒壊、落下、はく離、汚損、荷重、その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるもの。
- (2) 落下防止用施設を道路に突出して設ける場合は、その最下部と路面との距離は、4.5m以上とすること。ただし、歩道においては、2.5m以上とすることができる。
- (3) 歩行者の安全確保のため、コーナーガードを設置すること。

3 占用数量

垂直投影面積（落下防止用施設（朝顔）を設置する場合は、段数にかかわらず、垂直投影面積の最大面積とし、足場・仮囲い等が重複する場合も同様とする。）

4 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料】

5 占用料の減免

なし

施行令第7条第1項第9号物件

■ 高架の道路の路面下

1 基本事項

- (1) 「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成21年1月26日国道利第17号（最終改定：平成27年3月27日国道利第19号））及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」（平成21年1月26日国道利第19号）による。
- (2) 土木管理課との事前協議を要する。

2 占用数量

垂直投影面積

3 占用料

千葉県道路占用料条例 別表【令第7条第9号に掲げる工作物】

4 占用料の減免

占用する物件が、千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱に合致する場合は減免が可能。

施行令第 7 条第 1 項第 12 号物件

■ 自転車等駐車器具

1 基本事項

「道路法施行令の一部改正について」(平成 18 年 11 月 15 日国道利第 31 号 (最終改定：平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)) による。

2 場所

施行令第 11 条の 9 及び同条の 10 の規定による。

3 占用数量

個別基準別図－2「民間路上駐輪場 道路占用面積算定の考え方」による。

4 占用料

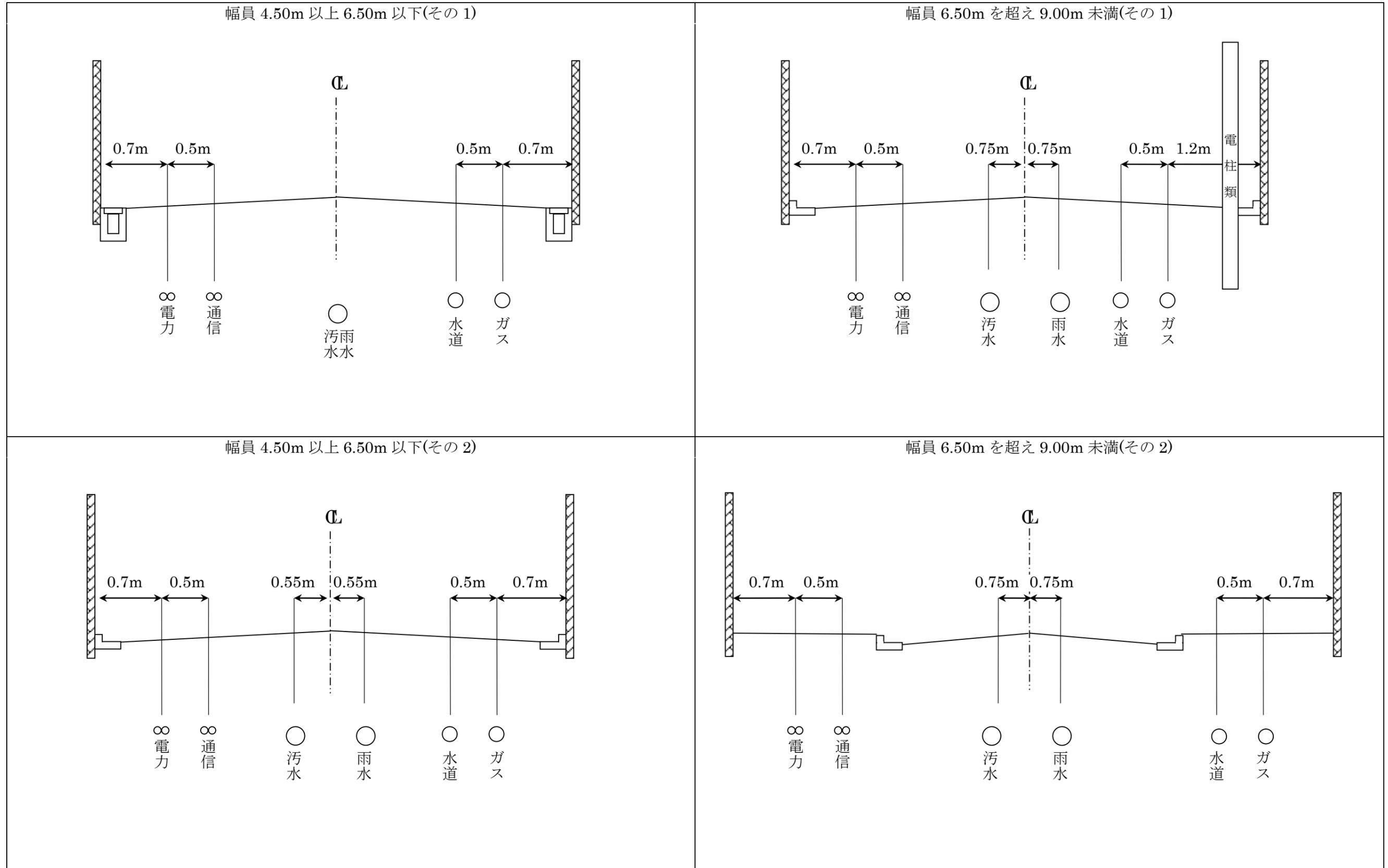
千葉県道路占用料条例 別表【令第 7 条第 12 号に掲げる器具】

5 占用料の減免

千葉県道路占用料徴収事務取扱要綱 第 2 条(2)ア (ア)、第 2 条(2)イ (ウ)

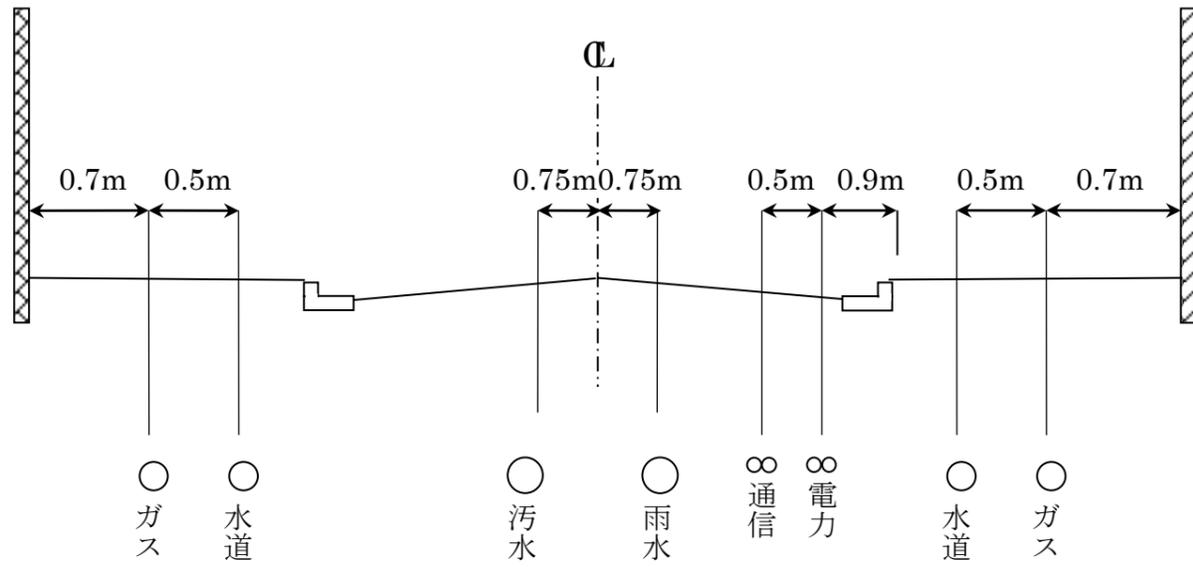
地下埋設物占用位置標準図

(個別基準 別図-1)

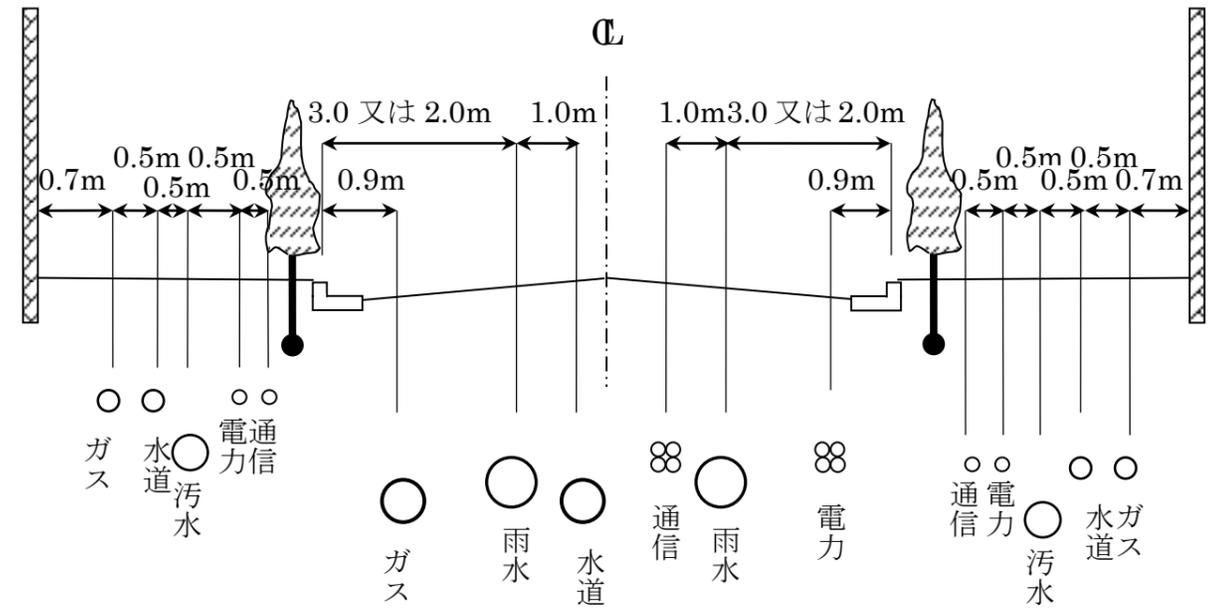


別図-1-1

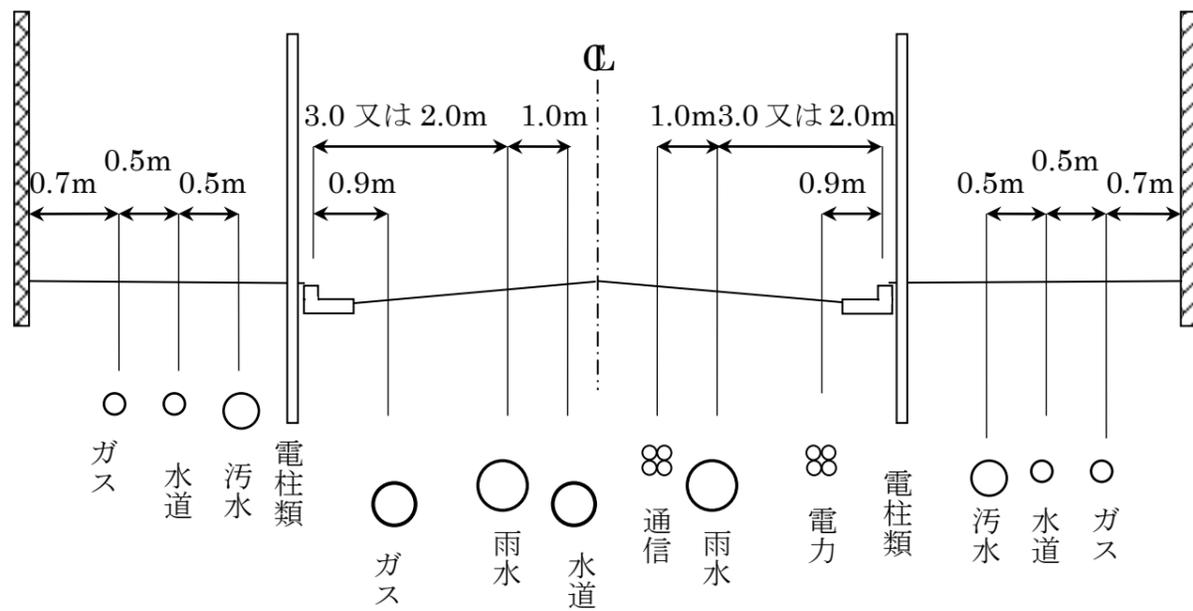
幅員 9.00m 以上 12.00m 未満



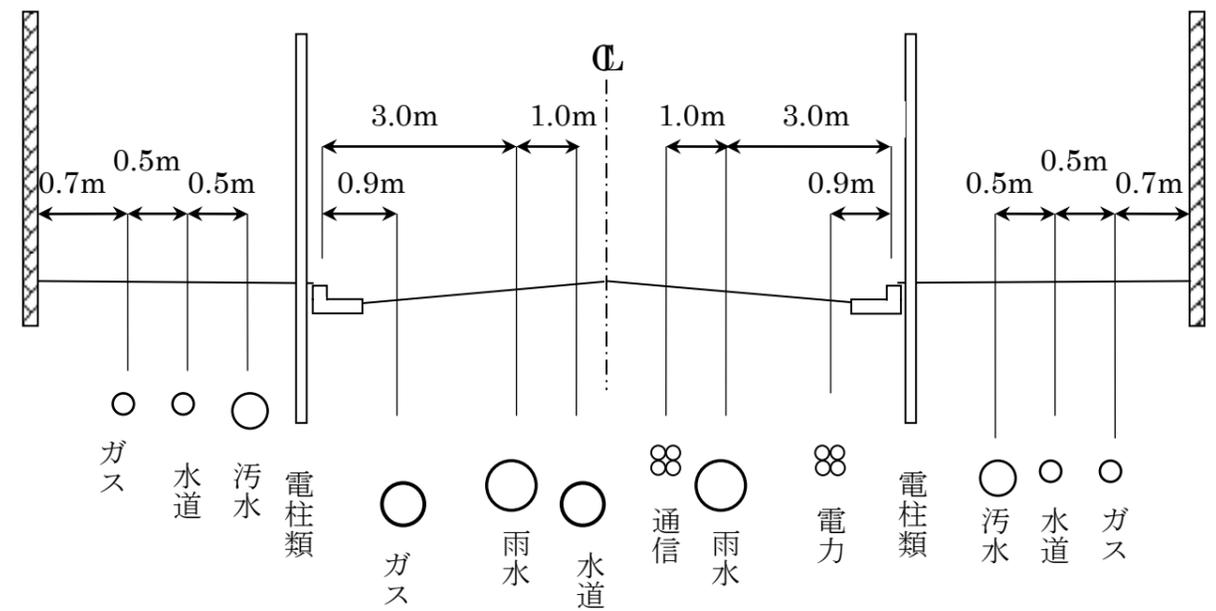
幅員 12.00m 以上 18.00m 未満(その 2)



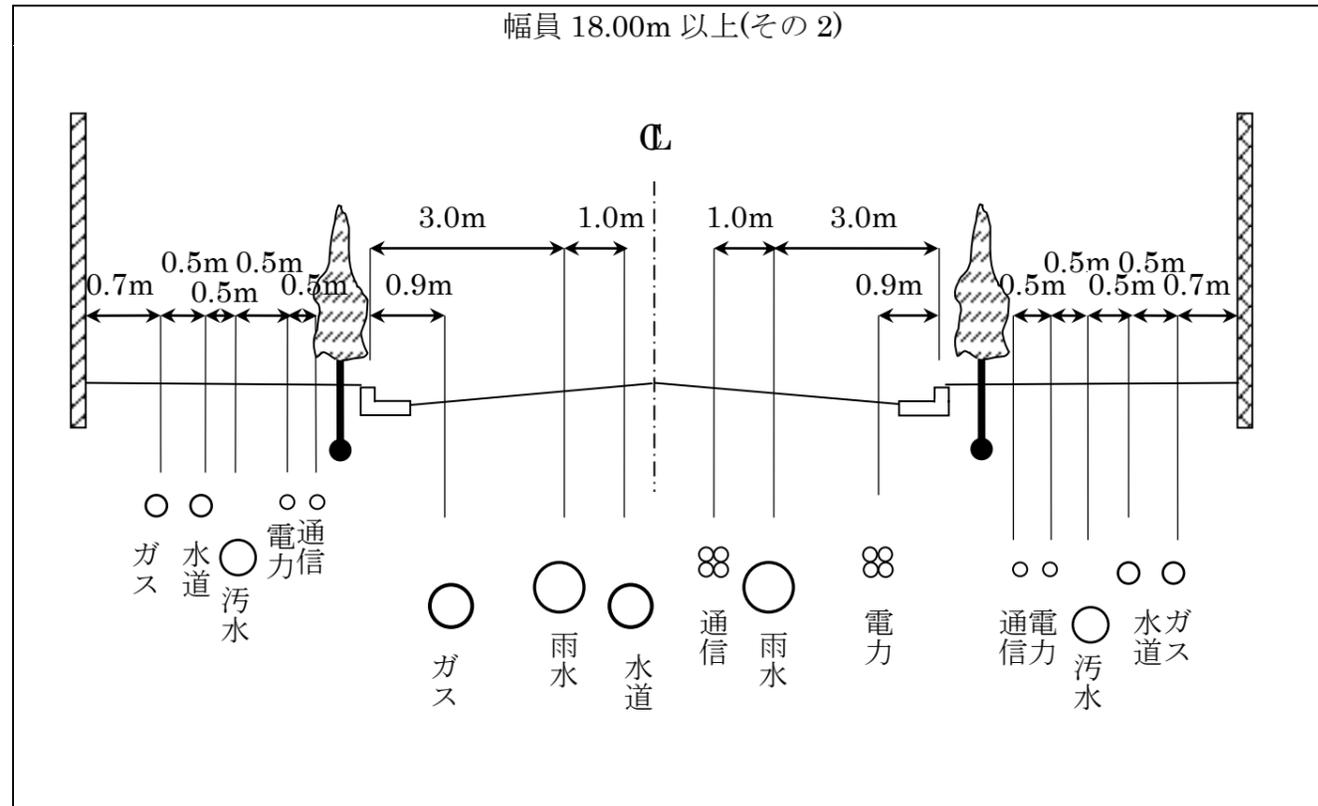
幅員 12.00m 以上 18.00m 未満(その 1)



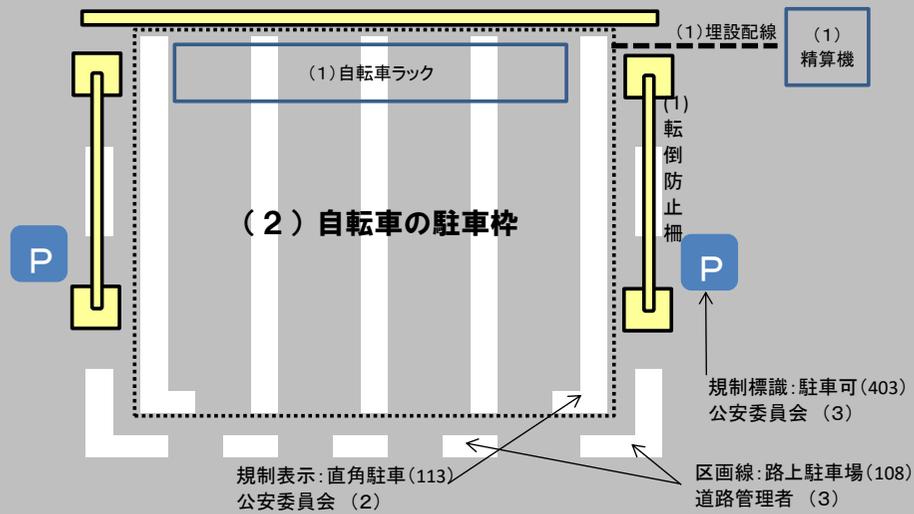
幅員 18.00m 以上(その 1)



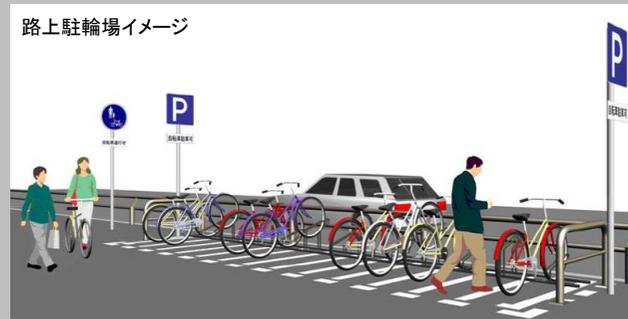
幅員 18.00m 以上(その 2)



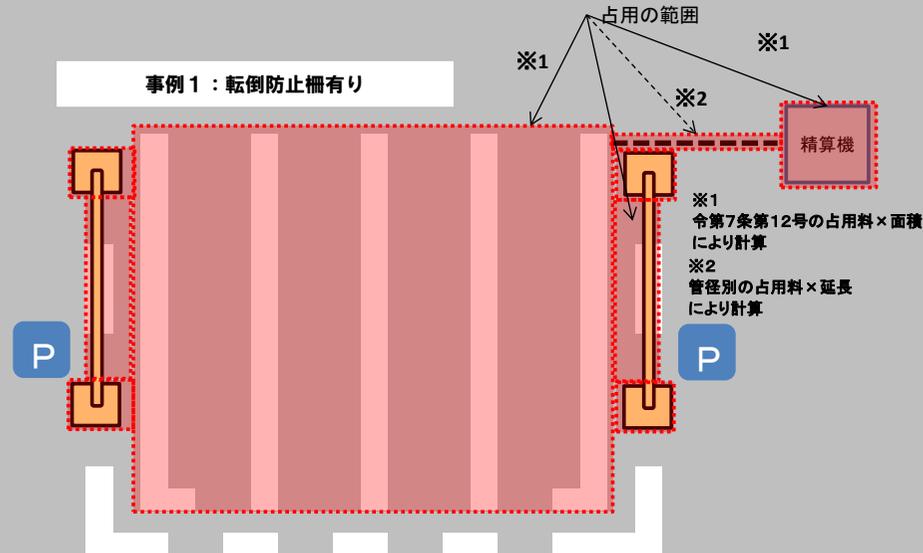
- ※注意
- 1 単位はメートルとする。
 - 2 CL は道路の中心とする。
 - 3 図例は東面又は北面とする。



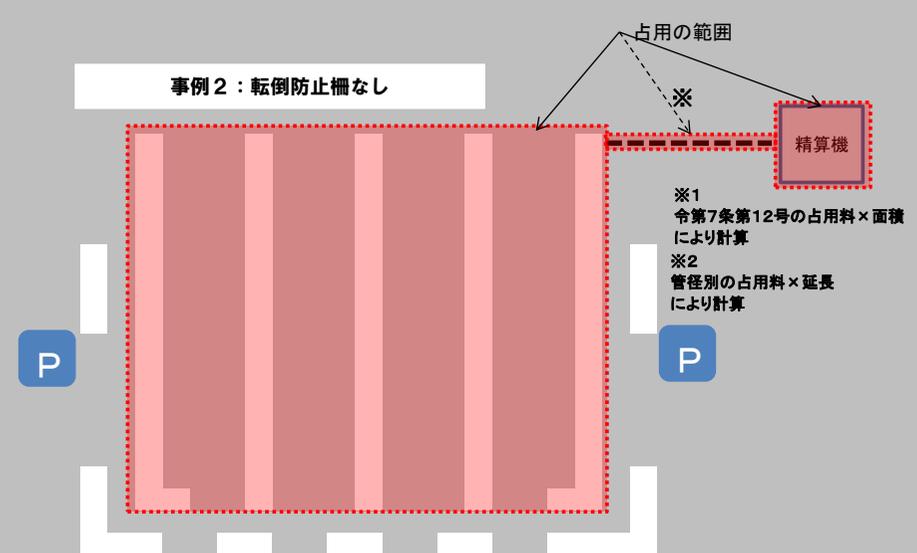
路上駐輪場イメージ



(1) 駐輪機器、精算機、埋設配線、転倒防止柵は、占有者が駐輪設備として設置するものであり、占用面積に含める。
 (2) 駐車枠内は、占有者が駐輪機器等を設置したことにより、自転車が駐車されることとなるスペースであることから、占用面積に含める。
 (3) 駐車枠外側の区画線及び規制標識は、それぞれ道路管理者、公安委員会が設置すべきものであるため、占用面積に含めない。
 ※1 (2)の外側(3)の内側部分は、自転車が駐車する部分ではない。
 ※2 区画線は、道路管理者に代わって、道路管理者以外のものが設置するものであり、道路法第24条申請により行う。
 ※3 規制標識は、公安委員会に代わり、占有者が設置するものと解釈する。



歩行空間と駐車空間を明確に区分し、接触事故等がないよう原則として転倒防止柵は設けること。



駐輪場横に街路樹等があり、歩行者導線となっていない場合は、転倒防止柵はなくても良いものとする。



千葉市
CHIBA CITY